



初夏の花 編集部

— 目 次 —

特集 韓国農業

- 特集 韓国農業について……………小林 信一(4)
 韓国におけるFTAの推進と国内農業対策 ……金 泰坤(5)
 韓国農業の現状
 —全国農民会総連盟・郭吉子政策局長に聞く—…神山 安雄(19)
 韓国の口蹄疫と鳥インフルエンザの発生状況と
 影響および対応、将来展望……………張 敬萬(29)
原発被災地からの報告 —計画避難の渦中から—…菅野 浪男(39)

シリーズ“農業研究最前線からの報告⑥”

- 地下水位制御システム「FOEAS」の開発と普及 ……藤森 新作(43)

- 「投稿」今こそ農林水産業再建運動を拡充させよう
 —連合運動への広がりを考える—……………菅 達郎(49)

- 〔時評〕 大震災・原発事故からの復旧・復興の前提条件……………(た)(2)

☆表紙写真 『『食べて応援しよう!』被災地産農産物・食品の即売会』の風景—農水省玄関前— 編集部
 「農村と都市をむすぶ」2011年6月号(第61巻6号)通巻716

大震災・原発事故からの復旧・復興の前提条件



地に足のついた議論を 六月末に大震災

からの復興構想第一次提言が提出されることになった。復興が達成できるような現実的で夢のある構想がまとめられることを願ってやまない。しかし、これまでの議論をみると、震災の実態を十分に踏まえ、内外の情勢に配慮した、地に足のついた議論がなされているとは言いがたい。単なる復旧を超えた復興構想という思いが先走りして、あたかも未開の原野に新しい町を築き上げるかのような議論が横行している。そこで、農業・農村の視点から復旧・復興構想が踏まえるべき前提条件を吟味しておきたい。

最優先すべき原発事故の収束

大地震・大津波からの復旧はどんなに困難があっても時間の問題だという感覚は多くの国民が共有できるのではない。これと比べると、原発事故からの復旧は依然として底なし沼から脱出できてはいないというのが実感である。それは決して直接の被害地域である福島県の避難地域に止まらず、南関東に至る東日本全域を覆っている（最近になって、茶や牧草の高濃度放射能汚染が判明したが、それは過去の事実の追認に過ぎない）。政府はやっと五月一九日になって、放射能濃度マップを八月までに作成する方針を決め

たが、何とも遅すぎる。東電任せにせず、政府が前面に立って早期の冷温停止状態への到達をめざし、国家の総力をあげた体制づくりに直ちに着手すべきである。これが最も根本的な条件である。

復旧第一、復興第二 阪神淡路大震災からの神戸市の再建は復興が一部にすぎず、復旧が九割を占めた。そして、一割の復興でも地元の意向が十分には尊重されず、計画の押しつけが問題になったという。神戸市は大都市であるが、今回の被災地の多くは「市」と名前がついたところでも実態は農山漁村がほとんどである。ここでは農林水産業が基幹産業であり、既存の農地と地先漁場を活用しながら生計を立てる高齢者の割合が高い。したがって、神戸以上に復旧の必要性・意義が大きい。とはいえ、高齢者の少なくない部分は震災を契機にリタイアする可能性が高いから、地域的には復旧を第一としつつ、産業的にはこれに復興を連動させた構想を地域住民本意で策定することが重要である。その際、社会保障費の削減という観点からも高齢者の活躍の場の創出が意識的に追求されるべきであり、かつてのバブル期にみられたような中央資本の落下傘型投入による地域開発（成功例は皆無に等しい）といった愚を繰り返してはならない。

無視できない石油危機・食料危機の影 今後の復旧・復興計画を構想する上で避けて通れないのが石油危機・

食料危機の影である。一〇年末のチュニジアから本格化したアフリカ・中東の民主化ドミノ現象によって再び石油供給の不安定化が進行する一方、中国・インド・ブラジル等の新興国の経済成長は依然として旺盛で、石油需要の増加が見込まれることから、一年に入ってから石油価格は高騰を続け、三月以降は一〇〇ドル／バレルの大打撃に乗り（WTI原油）、石油危機が再燃している。

また、一〇年八月のロシアの小麦輸出禁止を契機として騰勢を強めた国際小麦価格は、小麦の代替飼料としてのトウモロコシ需要の増加を通じて、トウモロコシ価格の高騰を惹起した。さらに、一年始めからの石油価格高騰はトウモロコシバイオエタノール需要を急拡大させ、トウモロコシ価格は四月一日に史上最高の七・七六ドル／ブッシェルをつけて、国際食料危機が再燃しつつある。

注意を要するのは〇八年の世界石油・食料危機からわずか三年で両者が連動する危機が再燃したことである。

一一年二月に公表された農水省の「世界食料需給モデルによる予測結果」が示すように、食料需給は今後逼迫基調で推移し、穀物価格は高い水準で、かつ上昇傾向で推移することが見込まれる。したがって、復旧・復興構想は脱原発・省エネルギー型経済への移行、食料自給率向上を前提にして組み立てられねばならない。

TPP参加放棄と東アジアとの協調

六月末に予定さ

れていたTPP参加是非の判断と農業再生実現構想の提起は先送りとなった。TPP参加が農業にもたらす負の影響を緩和するために農業再生実現構想を提起するというのが当初の考え方であったなら、最低限、大震災からの復旧が実現するまでTPP参加是非の判断を先送りすべきである。しかし、大震災からの復旧以上に容易ではないのが原発事故からの復旧であり、その見通しは今のところ全く立っていない。したがって、TPP参加は判断の先送りではなく、放棄することが求められる。

そして、農業に関してはグローバリゼーションが随伴する感染症の危険を改めて想起すべきである。昨年宮崎県を襲った口蹄疫終息から九ヶ月が過ぎたが、畜産農家の「復活」はまだ五〇％程度に止まっている。中国では口蹄疫の発生は止まるところを知らず、日本に先行して発生し、終息したはずの韓国では昨年一月に再発生して、今日に至っている。もはや、日本だけの対応では不十分であり、東アジアの総力をあげた感染症対策が不可欠の時代に突入したといふべきである。だとすれば、TPPではなく、ASEAN+3の枠組みでの対応こそが求められるのではないか。いずれにしても地に足のついた復旧・復興構想が切望されているのである。

(た)

特集 韓国農業について

TPPや日米EPAへの動きが活発化する中で、米国やEUなどと矢継ぎ早にFTAを締結し、開放化を急速に促進する韓国農業への関心が高まっている。

本特集では、こうした韓国農業の開放政策の現状と農業の実態を正確に把握することを目的に企画された。まず、韓国農村経済研究院の金泰坤氏からFTAの現状と国内農業対策を中心にまとめた。韓国は急速にFTA締結国を増加させてはいるが、現状では締結国との貿易比重は日本より低く、また、EU、米国との批准が行われていない現在においても、高齢専業農家が主体の農家構造の下、急速に所得格差が農工間および農家間において進行している実態が明らかにされる。次に、こうした農業・農村の窮状を見据えて行われている反WTO・反FTA闘争について、全国農民会の郭吉子政策局長から神山編集委員が伺った。最後に、韓国で猛威を振るっている口蹄疫やトリインフルエンザなどの家畜・家禽感染症の現状と対策について、韓京大学の張敬萬教授に執筆いただいた。日本における感染症対策を考える上でも、参考となる論文である。

(小林信一 日本大学教授)

韓国におけるFTAの推進と 国内農業対策

韓国農村経済研究院 研究員 金 泰坤（キム テゴン）

1、はじめに

韓国は、急激にグローバル化を推進している。WTOにおいて、韓国農業は途上国扱いをされているため、先進国と比較すると市場開放のスピードは減速されている。しかし、アメリカやEU等という貿易大国と自由貿易協定（FTA）を締結する等の「同時多発的FTA」がすすめられている。

韓国はなぜ、グローバル化に力を入れているのか、グローバル化による農業対策はどうようなものか、そして農業にはどのような問題が生じているのか等について、韓・チリFTAと韓・米FTAを中心に現状と評価を検討しておきたい。

2、韓国のFTA推進

(1) 農業は途上国の地位

韓国は近年、FTAに積極的である。とくに二〇〇〇年以降、世界中と「同時多発的なFTA」を推進している。農工間の格差が大きい韓国で、FTAを推進するためには農業が障害になる。そのために国内農業対策でもって市場開放に備えて様々な施策に取り組んでいるが、問題が累積されているのが現状である。

一九九三年に合意したウルグアイ・ラウンド（UR）交渉で韓国農業は、途上国取り扱いとされる有利な結果を得た。すなわち、零細規模に由来する韓国の農業と工業との格差が国際社会で認められたわけである。コメに対しては、一〇年間の関税化猶予措置をはじめとして、関税の引き下げ率や国内補助の削減率等は、先進

国に比べてより有利な立場を得て、漸進的な農業市場の開放を辿ってきた。しかしその後、FTAにより急激なグローバル化の波に洗われるようになった。その点からすれば、韓国農業におけるFTAというのは、ウルグアイ・ラウンドで得た途上国地位の放棄に他ならないことを意味する。

(2) 国民の農業や農村に対する意向調査

国民（都市民）は農業や農村をどうみているのか。意向調査によると²二〇一〇年結果では、農業や農村の役割としては、まずは安全な食品の安定的な供給が四二・四％と一番高く期待され、次が自然環境の保全（二三・〇％）、国土の均衡的な発展（一五・七％）、伝統文化の継承（八・四％）、観光や休憩の場（三・七％）という順になっている。

ただ、二〇〇六年結果では、安全な食品の安定的な供給（四二・三％）は変化がない方であったが、その次が、国土の均衡的な発展（二四・三％）、自然環境の保全（一〇・九％）の順であることからすると、二〇一〇年結果は国土の均衡的な発展から自然環境の保全へと国民の期待が変化していることがわかる。

WTOやFTA等による農産物の市場開放に対しては、これ以上の市場開放は禁止すべきだという意見が一・九・一％、国内農業を維持するため輸入は最小にすべき

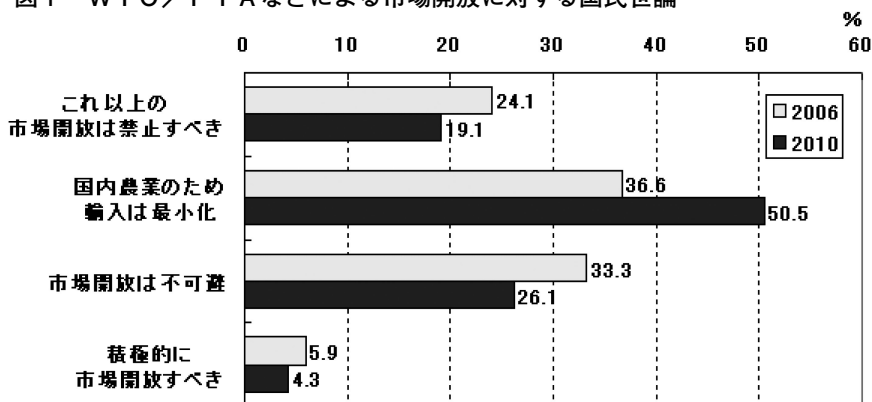
だが五〇・五％であり、概ね国民の七割が急激な市場開放に懸念を表明している。そして、農産物の市場開放は不可避だが二六・一％、積極的に市場開放すべきだが四・三％で、国民の三割が市場開放はやむをえないという意見である。しかも二〇〇六年結果に比べ市場開放への懸念は九ポイントほど高くなっている。

一方、食料自給率については、食料の安定的な供給のために自給率の向上が必要だという意見が五七・三％、少なくとも現在水準の自給率を維持すべきだという意見が三八・一％、そして、外国から安い農産物の輸入に依存すべきだという意見が四・六％である。つまり、国民の過半数が自給率の向上を望んでいるのがわかる。

しかし、このような国民の農業に対する期待と役割とは違い、農業に対する未来像はそれほど明くはない。これから一〇年後の韓国農業の未来に対して、現在より希望的とみる見解は、専門家グループでは四二・二％に達する反面、都市民グループは三〇・〇％、農業者グループでは二五・五％に過ぎない。

また、悲観的にみる見解は、都市民グループが二三・四％、専門家グループが三四・三％である反面、農業者グループは四六・四％にも達する。つまり、農業者が展望する一〇年後の韓国農業の未来像は希望的だというよりも悲観的にみる見解が圧倒的に高い。その背景にはW

図 1 WTO/F T A などによる市場開放に対する国民世論



資料：韓国農村経済研究院「農業・農村に関する国民意識調査」2010.12

表 1 韓国農業の10年後の未来像

	希望的である	普通である	悲観的である
専門家グループ	42.2	23.4	34.3
農業者グループ	25.5	27.5	46.4
都市民グループ	30.0	46.6	23.4

資料：韓国農村経済研究院の調査結果（2010.12）

TOやFTAなどによる市場開放の影響が大きく作用していると思われる。

(3) 急激な市場開放の背景

韓国がFTAによる急激な市場開放を推進する背景には、貿易立国という成長戦略がある。韓国は、国内需要に依存する経済成長には限界があるため、一九六〇年代以後、海外需要に積極的に対応する輸出主導路線を選択し、高度成長を続けてきた。これからもこういう路線は継続されるであろう。そのためにWTOとFTA等の両者を積極的に活用してきた。しかし、WTO交渉が先進国・後進国間の対立等で交渉が滞るに至り、二〇〇〇年以後、FTAに軸足を転換して以来、「同時多発的FTA」を推進するようになった。

ところで、韓国は、国内総生産に占める貿易量の比率で示される貿易依存度が、極めて高いほうである。二〇〇八年現在、各国の貿易依存度をみると、アメリカが二三・五％、日本が二九・六％、中国が五八・〇％である。しかし、韓国は九二・三％に達する高い水準を維持している。今後とも、国内での雇用や所得を確保するためには、こうした成長戦略は不可避だと見込まれる。しかし、問題は、貿易依存度が高過ぎると、貿易を行

う少数の大手企業とそうではない多数の中小企業などとの格差が拡大されるとともに、製造業と農業間の格差も拡大されるというのである。韓国農業は W T O 交渉で「途上国地位」を認定されている。つまり、成長を持続するために市場開放が不可避な状況のもとで、農業と農村に市場開放の衝撃をどのように減らしていくのが、韓国農業に与えられた課題である。

(4) F T A の推進状況と特徴

① F T A の推進状況

F T A は、特定国家間に排他的な貿易特惠を相互に付与し貿易を拡大する協定である。特に、W T O が出帆した一九九五年以後、F T A は急増し、二〇一一年五月現在、世界中の F T A 締結件数は二九七協定に達している。

韓国の F T A の推進状況をみると、発効している国は、チリとの F T A が二〇〇二年に合意され、二〇〇四年から発効されたことが始まりである。以後、韓・シンガポール(二〇〇六・三)、韓・E F T A (二〇〇六・九)、韓・A S E A N (二〇〇七・六)³、韓・インド(二〇一〇・一)の順で発効されており、韓・E U F T A は今年五月初めに国会批准を経て七月発効を控えている。また、政府間で協議され、発効を待っている F T A は、韓・米 F T A と韓・ペルー F T A である。交渉中の国は、日本をはじめカナダ、メキシコ、コロンビア、オースト

ラリア、ニュージーランド、G C C、トルコなどである。共同研究または互件造成中の国は、中国をはじめモンゴル、ベトナム、マレーシア、インドネシア、イスラエル、南米共同市場(M E R C O S U R)などであり、韓・中・日 F T A も共同研究中である。

② 国内農業に対する影響

韓国と F T A を締結した国の中で、農業部門での影響が大きいのはチリ、米、米、E U などである。チリとは二〇〇四年発効されるとともに、二〇一〇年まで期間を決め、国内農業対策を推進したことがあるが、まだその影響は大きいほうではない。米国とは、農業部門に及ぼす影響は他の国より大きいだろうと予想しているが、まだ協定が発効していない状態である。E U とは、七月から発効されるだろう。韓・チリ F T A が韓国農業に及ぼした影響については次節で探ってみる。

のこりの国のなかでは、インドと A S E A N などは現在まで農業交流がほとんどなかったが、今後、その影響に対して見守るべきであり、シンガポール、E F T A、ペルーなどは現在までの農産物の貿易は微々たる方だが、これからも大きくは増えないと予想される。

③ 特徴

F T A は一般的には、隣接した国や経済発展の水準が類似した国との間で締結し、お互いに貿易の拡大を通じ

て経済成長を図ろうとする傾向が強い。EUとNAFTAをはじめ、EFTA、ASEAN、南米共同市場などがそうである。

韓国のFTA交渉は、南米をはじめとして、東南アジア、ヨーロッパ、オセアニア、北米などの世界へ拡大され、FTAハブ国と速く進められている。他方、韓国のFTAは、特に米国、EUなど強大国とのFTAを締結したのが特徴であり、反面に隣接した国との協定は振わないという面もある。

日本とのFTAは、二〇〇三年一二月に一次交渉が始まり、二〇〇四年一月六次交渉が行われた以後、中断された。しかし、二〇〇八年六月実務協議が再開され、二〇一一年五月現在、二次局長級協議が続いているが、両国とも熱気が冷めた状態である。中国とのFTAは、産学官の共同研究が二〇〇七年三月に始まり、二〇一〇年五月終了した以後、現在、両国から与件造成を待っているところである。また、韓・中・日FTAは二〇一〇年五月産学官共同研究が始まり、二〇一一年三月四次会議が進められている。このように韓国のFTAは、遠距離国又は貿易強国とのFTAが優先的に推進され、近距離国とのFTAは遅滞している。

韓国のFTA締結が、拡大されているとはいうものの、二〇一一年三月の時点からみると、FTA締結国の

貿易比重は一四・八%にすぎない。これは世界平均の四九・二%を大幅に下回っており、中国の一九・二%、日本の一六・五%よりも低い水準にある。⁴

3、農業部門におけるFTA対策

(1) 市場開放の原則

前述したように、韓国農業はウルグアイ・ラウンド農業交渉で途上国の地位を維持している。すなわち、国内農業と他産業間の格差に対して国際的に認定されているのである。こういう現状で、FTAによる市場開放と国内農業保護をどのように両立させるのが、FTA交渉で最大の関心事項である。

こうした背景からFTAの締結には、「先対策・後開放」という原則に基づき、FTAによる農業部門の被害を最小にし経営安定を図り、構造調整を通して競争力の向上をめざし、国内農業対策を強化している。

すでに、韓・チリFTAと韓・米FTAに対応した国内農業対策は、推進済み又は推進中である。両事例から主要対策は、被害予想品目に対する品目別対策、施設現代化等農業の体質改善、そして、短期対策としての輸入急増による損失補填と廃園支援などである。必要とする財源は特別会計のFTA基金や一般会計で当てる。⁵

(2) 韓・チリのFTA農業対策

① 概要

韓・チリ F T A の農業対策は、協定の発効とともに二〇〇四年から二〇一〇年まで七年間の期間を決め実施された。あらかじめ被害が予想される品目と被害金額を算定したあと、これに基づいて対策費用を確保した。韓・チリ F T A の農業対策は、主に F T A 基金から一兆二、〇〇〇億ウォンの対策費を既存の農業予算に上乘せする形式で実施された。

主要対策は、短期的な輸入増加による価格の下落を補填する所得補填直接支払と廃園支援、そして中長期的に競争力向上対策がある。短期対策の所得補填直接支払の対象品目は施設ブドウ、キウイなど二品目であり、廃園支援は 施設ブドウ、キウイ、桃など三品目である。競争力向上対策は果樹全体を対象に拡大した。

② 所得補填直接支払の問題

具体的に実績をみておこう。まず、所得補填直接支払は、事前に選定された支援対象品目の当該年度価格が「基準価格」の八〇%まで下落した場合、その「差額」の八〇%を生産者に直接支払う制度で、F T A による短期的な被害を補填する手段である。ここで基準価格は支援対象品目の以前の五年間の出荷期の価格のうち、最高と最低を除いた三年間の平均で計算する。当該年度価格が基準価格より少なくとも二〇%以上下落した場合のみ支払

図 2 所得補填直接支払の実績事例（2006年施設ブドウ）

単位：ウォン/kg

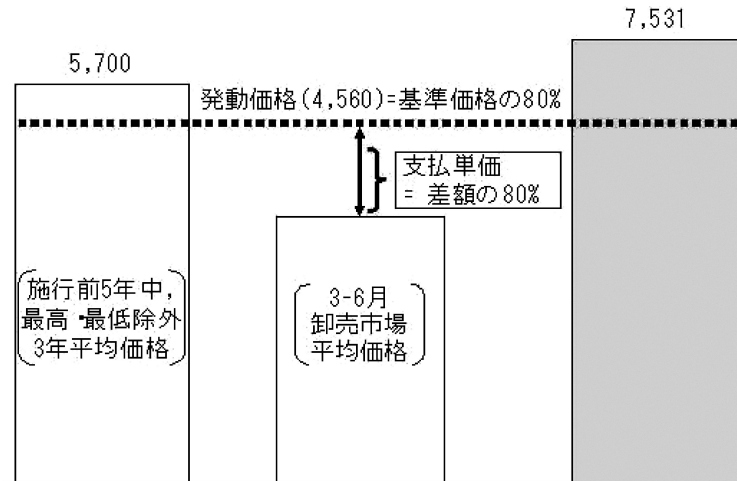


表 2 施設ブドウの所得補填直接支払

	単価	備考
基準価格(ウォン/kg)	5,700	○施工前5年(1999～03)中、最高・最低を除いた3年平均価格 ○3～6月平均価格(歌楽卸し市場価格)
栽培面積(ha)	1,412	○2003年面積
単収(kg/ha)	21,045	○施工前5年(1999～03)中、最高・最低を除いた3年平均単収
[2006年] 平均価格(ウォン/kg) 国内生産量(トン) チリ産輸入量(トン)	7,531 32,766 15,189	○3～6月歌楽卸し市場の平均価格 ○1～6月合計

われ、補填単価は差額の八〇％である。

実際には二品目とも、当年価格が基準価格を二〇％以上下落した実績がないので支払実績はない。発動要件がかなり厳しく設定されたからである。要因はほかの廃業支援とも関係している。小規模経営や生産条件が不利な経営に廃園を誘導し、価格安定を図った結果、短期的に価格が安定に維持され、所得補填直接支払は発動されなかった。

施設ブドウの運用事例をみる。施設ブドウは南半球のチリの出荷期と一部重複する時期などを回避するため、季節関税を課する方式で輸入を防ぐ装置を設けたが、もし、輸入要因によって、価格が下落した場合に備え、価格が一定水準に下落すると、生産者に

損失を補填する直接支払制度を設けている。

制度の骨格は〈図2〉のように、この制度が実施される二〇〇四年以前の五年平均価格を基準価格にして、基準価格の八〇％をこの制度が実行される発動価格に設定しておいた。当年価格が発動する場合、その差額の八〇％を補填する。実際に二〇〇六年の施設ブドウの卸売価格をみると、kg当たり七、五三一ウォンで、発動価格を上回る水準であった。それで、所得補填直接支払は、制度的な装置は講じておいたが実行されていない。

参考にもておくと、施設ブドウの場合、kg当たり平均価格は二〇〇五年七、三一五ウォン、二〇〇六年七、五三一ウォン、二〇〇七年七、二九七ウォン、二〇〇八年七、九四四ウォンなどで発動価格(四、五六〇ウォン)を大幅に上回った。チリ産ブドウの輸入(一～六月合計)は、二〇〇五年一、一七三トンから二〇〇八年二三、三七五トンに増加したにもかかわらず、国内価格が高く維持されたのは、国内需給変化が大きく作用した。その一つが、韓・チリ F T A の農業対策として推進された「廃業支援」であり、もう一つは、ブドウに対する国内需要の増加である。この二つの要因が複合的に作用し、施設ブドウの価格は高い水準を維持した。

② 廃園支援の問題

廃園支援に対しては、若干の問題が露呈した。農林水

産食品部の調査によると、二〇〇四年から五年間に三品目の廃園面積は五、八一二 ha に達し、内訳は施設ブドウ四八二 ha、キウイ一〇六 ha、桃五、二二五 ha などである。廃園の代替作物は、三品目以外の果樹（三〇・二％）、野菜（二五・五％）、食糧作物（二二・〇％）、そして、休耕（九・五％）などである。廃園によって短期的な価格安定には寄与する効果はあるが、生産の縮小と地域によっては、代替作物の価格下落などをもたらす問題も指摘されている。

そして、競争力向上事業は中長期対策に該当する。主に、生産基盤整備と規模拡大、施設現代化、流通改善などを通じた地域単位のブランド確立などで、競争力向上を図ることで一定の評価を受けている。

(3) 韓・米 F T A の農業対策

① 概要

韓・米 F T A は、二〇〇六年二月両国は F T A の交渉を発表し、同年六月交渉を開始し、二〇〇七年四月合意するなど交渉は速いスピードで展開された。合意以後、韓国は同年十一月、「韓・米 F T A の農業対策」を決定し、対策を即時実施した。対策の概要は、二〇〇八年から二〇一七年までの一〇年間に二〇・四兆ウォンの予算を確保し、短期的な被害補填と廃業支援、畜産及び果樹などの品目別対策、総合的な競争力強化などの対策を実

表 3 韓・米 F T A における農産物関税の撤廃

品目	合意内容
穀物等	コメ：除外 食用大豆(487%)：現行関税維持+TRQ提供(無関税) イモ類、大麦、玉蜀黍、澱粉、小豆、緑豆、ソバ、ハトムギ：7~15年、SG
畜産	牛肉(40%)：15年、SG 豚肉(22.5~25%)：冷蔵(10年)、冷凍(7年)、SG 鶏卵、その他肉類：5~15年 粉乳(176%)：現行関税維持、TRQ提供 天然ミツ(243%)：現行関税維持、TRQ提供
果樹	オレンジ(50%)、ブドウ(45%)：季節関税(17年) リンゴ(45%)：10~20年、SG 梨、桃(45%)：10~20年
野菜	調味野菜(トウガラシ270%、にんにく360%、玉葱135%、生姜377.3%)：15年、SG イチゴ、トマト(45%)：即時~15年 メロン、スイカ(45%)：12年 キュウリ、ナス、カボチャ(27%)：即時撤廃 ニンジン、大根、白菜等葉根菜類(27~30%)：即時~10年 高麗人蔘(222.8%~754.3%)：水蔘、紅蔘、白蔘等：18年、SG ゴマ(630%)、落花生(230.5%)：15年、SG

資料：農林水産食品部

表 4 韓・米 F T A の国内農業対策の主要内容

	2008 (A)	2009～17 (B)	合計 (A+B)	主要事業
合計(億ウォン)	14,498	189,129	203,627	61カ事業
1. 品目別競争力強化	6,108	63,860	69,968	33カ事業
1. 1. 畜産分野	3,542	43,398	46,940	畜舎施設現代化(14,700) 粗飼料生産基盤拡充(8,028) 糞尿処理施設(6,418)等17事業
1. 2. 園芸分野	2,508	20,314	22,822	高麗ニンジン系列化(6,801) 園芸作物ブランド育成(4,202) 果樹高品質生産施設現代化(3,856)等14事業
1. 3. 食糧分野	58	148	206	畑作物ブランド(170) 高冷地ジャガイモ広域流通(36)等2事業
2. 農業体質改善	6,190	115,269	121,459	26カ事業
2. 1. 農家類型別農政	3,753	84,995	88,748	農業経営体登録制(690) 教育訓練(2,980) 機械リース(2,980) 後継者育成(26,322) 農家単位所得安定直払(17,200) 災害保険(20,719)等8事業
2. 2. 新成長動力拡充	2,437	30,274	32,711	広域食品クラスター(1,000) 親環境物流センサー(500) 農林技術開発(8,930) 韓食世界化(480)等18事業
3. 短期的被害補填	2,200	10,000	12,200	2カ事業 所得補填直払(7,200)、廃業支援(5,000)

資料：農林水産食品部

施するのが主な内容である。〈表 3〉、〈表 4〉
しかし、合意以後、両国の政権交替などの要因で、米
国の再交渉要求が追加で提案されるなど、紆余曲折を経
て、二〇一〇年一二月自動車や豚肉等の限定した調整を
経て現在、両国とも国会の批准を残している。

② 主要対策
したがって、韓・米 F T A はまだ発効されていない
が、農業対策は二〇〇八年以後、実施中である。まず、
農業部門の影響をみると、コメは除外され、他の穀物は
国内生産基盤がすでに弱体化しており、問題は畜産と果
樹にある。韓国農村経済研究院の推計によると、発効一
五年目の農業部門の生産減少額は、一兆三六一億ウォン
に達し、そのうち七〇％ぐらいが牛肉、豚肉、鶏肉、乳
製品などの畜産部門で発生すると見込まれている。果樹
は、リンゴ、ブドウ、ミカン、梨などに被害が集中する
と予想される。

③ 韓・チリの農業対策との差異点
韓・米 F T A の農業対策は、韓・チリの対策とは違う
方式を採択している。まず、韓・米 F T A による農業部
門の影響は、その範囲や規模でチリとは違う。そこで、
韓・米 F T A の農業対策は、被害補填、品目別対策、体
質改善等の三分野に区分し、実施されるものの、対策の
内容をみると一種の「総合対策」である。〈表 4〉のよう

に、施設近代化をはじめ、地域別ブランド育成、海外市場開拓、韓食の世界化等の分野に至るなど広範囲にかかわっている。こうした面から見る限り、既存の政策と重複した分野も多数ある。

また、推進方式においても所得補填直接支払は、韓・チリのようにあらかじめ対象品目を限定しないで、事後、被害が発生した場合、補填する「事後指定方式」に転換し、補填率も八〇%から八五%への高水準に調整し、補填基準は従来からの価格から販売収入へと変更した。廃業支援も実際 F T A が発効された場合、直接的に被害が発生する品目を対象とする事後方式に転換した。

(4) 韓・EU F T A の農業対策

韓・EU F T A の農業対策をめぐって現在、議論がなされている。韓・EU F T A の農業対策の影響分析によると、発効以後、一五年間に年平均一、七七六億ウォンの生産減少を推定している。そのうち、豚肉と乳製品を含めた畜産部門の生産減少額が、年平均一、六四九億ウォンで、全体の九三%を占めるほど畜産部門に集中的な被害があると推定している。

これによる対策の骨格は、短期被害補填対策と畜産業の競争力強化方案が核心である。当初、国会で批准案とともに F T A 特別法改正案、国内農業対策等も同時に処理する予定であったが、争点が解決できず、次期国会に

回された。

主要争点は、所得補填直接支払の発動基準についてである。韓・チリ農業対策で発動要件をあまりにも高い水準に設定したことに関連し、どのように伸縮的に発動させるか、具体的には、基準価格の固定可否、施行期間などをめぐって、どのように生産者に実効性を保障するかという観点から議論中である。廃園支援に対しては支援金額の算定と施行期間、F T A 基金に対しては助成規模、そして畜産業の競争力強化対策に対しては予想被害を勘案した実効性確保方策と韓・米 F T A 対策との重複性問題などについて議論がなされている。

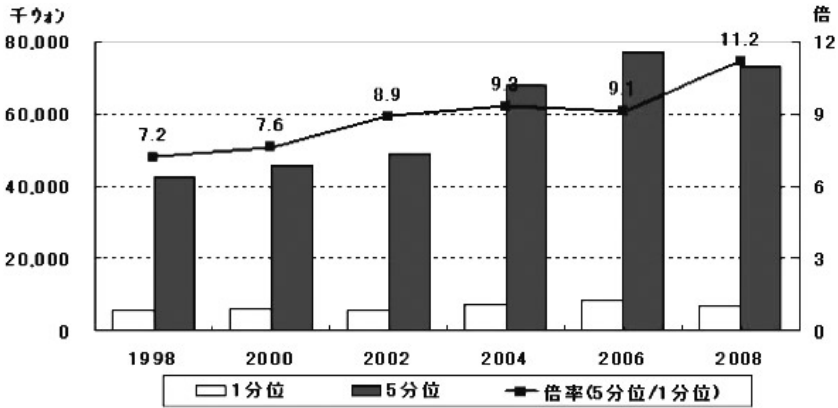
4、市場開放と韓国農業の問題

(1) 所得格差の拡大

韓国農業の弱体化の結果、現れる現象は大きく二つである。一つは、所得格差の拡大であり、もう一つは、生産の縮小とこれによる自給率の下落である。とくに、前者の所得格差は、都市と農村間の格差拡大（都農格差問題）と農家階層間の格差拡大（農農格差問題）等の二つの格差が拡大されることである。その要因は、市場開放と国内生産基盤の弱体化にある。

韓国農業は、専業農中心の農業構造であり、農家の農業所得依存度が極めて高い。そのために、一九七〇年代

図3 農家階層別間の所得格差



資料：統計庁

以後の韓国経済の高度成長過程での農政の理念は所得増大による都・農所得均衡の達成にあった。都・農所得均衡は、一九九〇年代半ばまでに実現した。その主な手段は、生産基盤整備、農家負担軽減、そして価格支持などによってであった。

しかし、一九九五年WTO体制のスタートとともに格差が拡大しはじめた。それは農産物の市場開放による輸入増加と価格下落が主な要因であり、直接支払に代替されたものの価格支持制度の廃止なども格差拡大の要因に作用した。都・農間の格差の動向をみると、一九九四年までは、都市勤労者の世帯当り所得と農家世帯当り所得がほぼ均衡を維持してきた。しかし、一九九五年に拡大しはじめ、二〇一〇年現在、農家所得は都市勤労者の六七％まで落ちてきている。

このように、都農間の格差が拡大されるなか、もう一つの現状は、農家階層間の格差が拡大されていることである。農家を所得の順で下位二〇％と上位二〇％間の格差を比較する「五分位倍率」をみると、一九九八年七・二倍から二〇〇八年一・二倍へと拡大された。特に、農家戸当たり所得は、二〇〇六年をピークにそれ以後、減少しているにもかかわらず、五分位倍率は二〇〇六年九・一倍からさらに格差が拡大していることに問題がある。経済成長によってある程度の格差は不可避である

が、現在の農家階層間の格差は、度を越して拡大しているところに関心を持つべきである。ちなみに、都市勤労者の階層間格差を五分位倍率でみると、二〇〇八年現在七倍未満にとどまっている。

(2) 農業生産の縮小と自給率の下落

農産物輸入国の市場開放の影響は、輸入増加による国内農業の縮小につながる。国内生産の縮小は農業の所得と雇用を縮小し、関連産業の付加価値と雇用にも影響を及ぼす。つまり、市場開放は国内生産の縮小に直接的につながる。特に、農村地域で、農業が基幹産業で、条件が不利な地域ほどその影響は強く現れる。

WTOの影響で、耕種作物は生産減少の道にさしかかっており、また韓・チリFTAによって果樹産業は、廃園支援などによって縮小の道を歩んでいる。さらに、韓・EU FTAや韓・米FTAなどによっては、畜産業の縮小産業化に拍車をかけるだろう。それは自給率の下落とも関連する。

韓国の自給率の減少趨勢をみると、穀物自給率は一九九〇年四三・八％から二〇〇九年三〇・二％へ減少し続けている。二〇〇九年品目別自給率はコメは全量自給を維持しているが、小麦〇・五％、とうもろこし一・〇％、大豆九・八％へ落ちている。⁹⁾

韓国の二〇〇八年現在、穀物などの需給状況をみる

と、国民の一年間消費する穀物の総量は一、九一五万トンであり、これを用途別にみると、食用が三〇・〇％、加工用が二〇・四％、飼料用が四六・九％に達している。消費量の中で輸入は、一、四一〇万トンに至り、品目別ではとうもろこしが六六・八％、小麦が一六・八％、大豆が一〇・八％を占めている。海外依存度との関連で輸入国別比率をみると、米国はとうもろこしと小麦中心の四三・八％、中国は大豆ととうもろこし中心の三三・一％を占めるなど両国に全体輸入量の四分の三以上を依存しており、特定国のみ食料依存度が高くなっている。今後、市場開放が拡大すれば、このような食料の海外依存度もっと高くなっていくであろう。

初期における市場開放とは、主にWTOによる開放の拡大によるものだったが、二〇〇〇年代半ば以後、韓・チリなどFTAによる影響が加わった。そして、今後、韓・EU FTAと韓・米FTAの影響が加わり、格差問題と生産縮小問題の解決は不可能になるであろう。

国民は、農業に対して食糧安保と多面的機能の發揮に高い期待を示している。農業がこうした期待に応えるためには、特段の措置が講じられなければならない。

5、結び

韓国におけるFTAの農業対策は前述してきたよう

に、韓・チリ対策は実施済み、韓・米対策は実施中、韓・EU対策は検討中である。韓・チリ対策での経験をその他の対策にいかに関映させるかを議論しており、試行錯誤の過程にある。まず、F T A 農業対策は極めて限られた期間の対策であることに限界があると指摘したい。韓・チリ F T A の国内対策は完了したが、その影響は恒久的なものとして現れる。また、F T A 対策の対象品目における被害は、直接的に及ぼす品目に限定しており、間接的な被害が発生する品目や地域は、除外されてしまうという限界がある。

長期対策としての競争力強化は、その効果が長期に渡ってあらわれると期待されるが、これに対する評価や検証は、時間がかかるだろう。効果面からみれば、施設型農業では短期に効果が現れる場合もあるが、土地利用型農業では構造改編が伴ってはじめて効果が現れる。

特に、短期対策である所得補填直接支払と廃園支援対策は、矛盾したものとして対立する面もある。この両対策は、輸入急増が予想される品目に対し、輸入に対する価格下落を事前に予防し、事後的に被害を補填するシテムである。廃園による減産で、価格が一定水準で維持されるようになると、所得補填直接支払制度は発動されない現象が韓・チリ対策で現れた。

また、廃園などを含めた生産減少は、短期的な価格支

持効果は認定されるが、自給率下落の要因にもなる。韓国の F T A 対策においては自給率の維持・向上という概念が排除されている。F T A 対策が短期的な損失補填と長期的な競争力強化という点に重点をおいているからである。したがって、F T A がもたらす直接的な生産額の減少にだけに焦点をあわせるのではなく、間接的な影響まで含め、とりわけ自給率の下落、雇用の縮小、関連産業の被害等に至る広範な影響に対応する総合的対策を講じる必要がある。

W T O と F T A による市場開放に対する強力で高水準の対策を実施しているにもかかわらず、韓国農業の産業縮小が進む中で格差拡大の道へ歩んでいるのは、こうした短期的な損失補填などの消極的な対策に重点をおいた結果である。

前述した世論調査によると、国民の六割は、「食料の安定的な供給のために自給率向上が必要」だと期待しており、そのために国民の七割が、「これ以上の市場開放は禁止」、または「国内農業のために輸入は最小化」すべきだという意向である。国民の期待を反映した食料の安定的供給と国土の均衡発展を保障する農業・農村のビジョンと戦略を提示し、行動する努力が必要である。

グローバル化と関連して現れるもう一つの問題は、グローバル不均衡 (global imbalance) である。都・農間

の格差が拡大されるなか、農家階層間の格差が拡大される二重の格差問題に、より積極的に対応すべきである。

これについてはグローバル化によって利益を得るグループと損失を受けるグループを明確にした後、両者間の「所得再配分対策」を講ずる必要がある。現在、韓・EU FTAの農業対策の検討過程では、「FTA基金」の「規模」をめぐる論争が続いており、均衡社会の実現という観点から解決策をみつけないといけない。¹⁰

今後、韓国農業が持続的に成長するためには、上述してきたように積極的な努力が必要である。国は、市場開放のスビード調整や農業の競争力向上策、多様な安全網（セーフティネット）の拡大などの措置を強化し、農業の不利性を回復しなければならぬ。そして、農業は、最近の口蹄疫や鳥インフルエンザ等のような「環境災難」で経験したことから、環境農業の拡大をはじめ、自給率の向上、地域社会の維持などに社会的責任をもって義務として認識すべきである。

注

1 コメについては二〇〇四年再交渉で、また二〇〇五年から二〇一四年までの一〇年間、関税化が猶予されている。

2 「農業・農村に関する国民意識調査」(韓国農村経済研究院、二〇一〇・一二)は、二〇〇六年以後毎年、都市民を対象にした農業や農村の現在と未来に関する意向調査であって、二〇一〇年一〇月一九日か

ら一月二四日まで都市民一、五〇〇人、農業者九〇〇人、専門家六〇人を対象にして行われた。

3 商品分野は二〇〇七年六月、サービス分野は二〇〇九年五月、投資分野は二〇〇九年九月発効された。

4 明珍鎬他、世界FTA拡大動向と示唆点、'Trade Focus'、二〇一一年四月、韓国貿易協会。

5 農業部門FTA基金は「自由貿易協定の締結による農漁業人などの支援に関する法律」(二〇〇四・三・二二)に基づく。

6 総補填金額は生産者ごとに「補填単価×栽培面積×基準単収」で計算する。ここで、補填単価は「補填率(80%)×(基準価格-当年価格)」で、基準単収は以前、五カ年の中で最高・最低を除いた三カ年の平均単収にする。

7 農林水産食品部「韓・チリFTA果園産園支援事業結果報告」、二〇〇九年・六月。

8 「FTA移行支援審議委員会」の審議を経て、支援対象品目を事後指定する手順である。

9 韓国農村経済研究院、「食品需給表」、二〇一〇年。

10 現在「同伴成長委員会」ではグローバル化の過程で大・中小企業間の社会的葛藤問題を解消するための代案として大企業の超過利潤の一部を共有する「利益共有制(profit sharing)」や中小企業の適業種・品目の選定などのような大企業・中小企業間の同伴成長のための社会的合意について議論中である。

韓国農業の現状

— 全国農民会総連盟・郭吉子政策局長に聞く

聞き手・国学院大学兼任講師 神山 安雄

はじめに

「TPPに反対する人々の運動」主催の「当たり前前に生きたい、ムラでも、マチでも。TPPでは生きられない！座談会」が二月二六日、東京・千代田区の明治大学リベリタワールで開かれた。TPP（環太平洋連携協定）は、物品貿易では農畜産品を含めて全品目で関税の即時または段階的な撤廃が原則である。また、金融・投資・原産地規則・政府調達・環境・労働（人の移動）など幅広い分野が交渉対象になる。「TPPに反対する人々の運動」は、山下惣一（佐賀県）・菅野芳秀（山形県）・天明伸浩（新潟県）という三人の農民が呼びかけ、共同代表になっていく組織。TPPでは、日本の農業は壊滅し、経済社会も大きく歪められてしまうといった危機感からの呼びかけだった。「座談会」には、約五〇〇人が参加し、閉会后、千代田区大手町の経団連に向けて、キャンドル

・デモを行った。

そこに韓国農民の代表として全国農民会総連盟の政策局長・郭吉子さん（カク・キルジャ）が参加した。韓国の李明博（イ・ミョンバク）政府は、自動車・電機製品など重化学工業製品の輸出を促進するために、大経済圏との間の自由貿易協定（FTA）締結を加速している。韓国のFTA締結は、韓国・チリFTA（二〇〇四年四月発効）に始まり、シンガポール、EFTA、ASEAN、インドとつづき、二〇一〇年にはペルーと八月に交渉妥結、韓国・EU間FTAは二〇一〇年一〇月、韓国・アメリカFTAは一二月に交渉を妥結、韓国・EU、韓国・アメリカ間のFTAは二〇一一年四月から、韓国国会で批准をめぐって審議されている。韓国の対EU、対アメリカのFTAは「韓国農業を壊滅に導くもの」、そうした危機感から全国農民会総連盟は、TPP反対の日本の運動と連帯するために、代表として郭さんを派遣



郭吉子さん（カク・キルジヤ）韓国の全国農민会総連盟政策局長

した。

全国農민会総連盟は、一九九〇年に設立された農민会（農民組合）の全国的な運動組織。その前年の八九年には全国女性農민会総連合が設立されている。韓国農民運動は、八〇年代から農協民主化闘争、米価など農産物価格闘争、輸入開放阻止闘争など積み重ねてきたが、その上に全国的な農民運動組織をつくりあげた。以後、ウルグアイ・ラウンド反対闘争、WTO反対闘争、FTA反対闘争といった「新自由主義開放農政を拒否する農民闘争」を本格的に展開している。ことし三月一五日には、全国の農民運動組織二十六団体が参加して、統一した韓国農民総連帯が発足した^②。

郭吉子さんは、その全国農민会総連盟の政策局長。一九七八年生まれ、三三歳の若い農民運動家である。慶尚北道の大邱（テグ）市郊外の農家の主婦で、三歳の子の母親であるが、現在はソウル市の全国農민会総連盟書記局に専従している。

郭さんは、二月二六日の「座談会」で農産物市場開放に揺れる韓国農業とそれに反対する農民運動の現状を報告し、連帯のあいさ

つをした後、経団連までのキャンドル・デモでも先頭に立った。翌二七日午前中の意見交換会に出席し、午後には帰国した。

これは、郭さんの韓国農業と農民運動についての現状報告である。「座談会」と意見交換会での郭さんの報告と「座談会」参加のために郭さんが準備した「座談会発表文」とをもとにして、二七日午後のインタビューの内容を加え、まとめた。また、韓国の米所得補てん直接支払いの仕組み等については、韓国農村経済研究院の金泰坤さんに教示を受けた。全体の文責は、神山にある。

市場開放と韓国農業

——日本のTPP反対集会に参加した動機について聞かせてほしい。

郭 韓国も日本も、輸出大企業のために、農業と公共的領域を犠牲にして、包括的な自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）締結に走ろうとしている。同アジアの農民として、「新自由主義農政」に反対する運動に連帯を呼びかけたいと考えたからだ。

韓国農業と日本農業は、類似している点が多い。日本と同じように、韓国の農家の大半は、小規模な米単作農家であり、米作規模一ha未満農家が七割以上を占めている。また、農家の高齢化は著しい。農業就業人口の四〇

%以上が六五歳以上の高齢化人口である。ただし、韓国の農家の六割は専業農家であるため、小規模な高齢専業農家が大半ともいえる。そのため、米（生産販売量と価格水準）に依存する経済構造である。

韓国農業は、日本と同じように、とくに一九八〇年代からアメリカなどからの市場開放圧力にさらされた。ウルグアイ・ラウンド（UR）では、米だけは守ったが、他の農畜産物は市場開放された。守ったとされる米は、UR合意で関税化猶予品目に認められ、一九九五年度からミニマム・アクセス輸入による部分的な市場開放にとどめ、二〇〇四年の再協議でも一〇年間の関税化猶予が認められた。しかし、アメリカ産米について、〇六年度から低率関税割当数量枠が設定され、アメリカ産米が市場に回っている。その後も、韓国政府は、自由貿易協定（FTA）締結交渉に力を入れ、チリなど五か国・地域との間のFTAを発効させ、二〇一〇年にはペルー、ヨーロッパ連合（EU）、アメリカとの間に相次いでFTA締結を合意した。韓国・チリFTAは、米・リンゴ・ナシを除くすべての農畜産物を市場開放して農業に犠牲を強いるものだったが、韓国・アメリカFTAは、米を除くすべての農畜産物の市場開放である。

韓国のFTAは、経済論理を前面にだして農業と公共的領域を犠牲にするものである。韓国経済の七〇%は対

外経済（輸出）に依存するとして、農業を犠牲にしても輸出の増大が重要だという論理を強要する。同時に、サービス、投資、知的所有権など広範な分野を含む包括的なFTAが経済効果を最大にする主張する。しかし、サムソン、LGなど輸出大企業だけがもうかる仕組みである。サムソンは二〇一〇年一〇〇兆ウォンを超える黒字をだしたが、雇用を増やしたわけではない。

農畜産物の市場開放・輸入拡大が進むなかで、農畜産物価格が全体として低落した。二〇一〇年の場合、キムチの原材料のハクサイは、猛暑による被害で大不作になり価格が一〇倍にもなったが、米価は大暴落し、二〇年前と同じ低い水準にまでなってしまった。こうした状況のなかで、韓国農業の崩壊は目に余るものがある。農業所得は減少し、農家負債は増加し、農業就業人口が減少して、農業・農村は疲弊している。若い人たちに農業をこころざす人はいなくなった。

韓国政府は、農業構造改革政策を打ちだし、「規模化」（経営規模拡大）を促進しようとしている。しかし、こうした経営規模拡大政策では、中小規模の農家は生き残っていけずに崩壊し、政府の規模拡大政策に従っていく上層規模農家には負債問題が起こっており、農家全体が崩壊していくことになる。

李明博政府は、「農業先進化政策」を打ちだしている。

これは、農家は農業から手を引けという政策だ。中心的な内容は、韓国で農家は農業をしなくてもよい。農家の代わりに企業が農業をして、輸出によって利益を得ていくといったものだ。政府の各種の政策が、輸出企業農家にだけ補助金をだして、他の一般農家には知らん顔をする方向に切り替わってきている。

農家を殺す政策、農業を抹殺する政策ではない。それだけでなく、国民のたいせつな食料主権をないがしろにして、食料安全保障を危機におとしられる政策である。韓国の食料自給率は二六％にすぎない。

同じように農畜産物の際限ない市場開放・輸入拡大、「新自由主義農政」の下で苦しんでいる韓国と日本の農民が連帯して、また各国の農民・市民と手をむすんで、グローバル化・「新自由主義」に対する反対運動を展開することが重要だ。

韓国の直接支払いなど農業政策

——韓国は、FTA締結による農畜産物の関税撤廃など農業に対する影響を緩和するために、農業生産者に対する直接支払いなど農業所得政策を先行して実施しているとされている。韓国農民の反応について聞かせてほしい。

郭 韓国政府は、韓国・EUや韓国・アメリカFTA

に対するFTA特別財源として一〇年間で一一九兆ウォンを準備したといっている。しかし、韓国の農業予算総額は年間一〇兆ウォンだから、特別財源といってもその一〇年分に相当するにすぎない。農業予算総額がこれだけあると宣言しただけといえる。

EUとのFTA特別対策のうち、二兆ウォンは農業廃業と規模拡大のための融資予算である。規模拡大政策に従う上層規模農家は、それだけ借金をかかえることになる。

韓国・チリFTA締結の結果、もっとも大きな影響をこうむったブドウ生産農家数は、特別対策が講じられたとはいえ、これまでに三〇％も減少してしまった。FTAが農業崩壊をもたらすことは、この事実でもわかることだ。

韓国の農家に対する直接支払い制度は、①米所得補てん直接支払い、②経営移譲直接支払い、③親環境農業(環境保全型農業)直接支払い、④条件不利地域直接支払いの四つがある。

②経営移譲直接支払いは、他の人に農業経営を譲り渡した場合に直接支払い補助金だが、農業を廃業した場合にも直接支払いが行われており、農業廃業を促進するための補助金ともいえる。

③親環境農業直接支払いは、減農薬・減化学肥料栽培

など環境保全型農業に対する直接支払いである。有機農業など自然とともに生きていく農業というのではなく、有機質肥料などの投入資材を購入している企業的農業も支払い対象だ。休耕田でレンゲなどの景観植物を栽培した場合も対象になるとはいえ、支払い対象は農家の一部に限られてしまっている。

④条件不利地域直接支払いは、日本の中山間地域等に対する直接支払いに相当するものだ。

韓国の農家に一般的に該当して重要な役割を果たすものは、①米所得補てん直接支払いということになるが、きわめて不十分な制度だ。

米所得補てん直接支払いは、二〇〇四年から米の政府買い上げを廃止する代わりに創設されたものだ。その後、生産費補償を求める農民の要求への対案として、直接支払いと最低価格補償制度とを合わせた制度として二〇〇九年度から現行の米所得補てん直接支払い制度がつくられた。米所得補てん直接支払いは、固定型と変動型の二つがある。固定型直接支払いは、米作面積1haあたり七〇万〇七〇四ウォン（一円110・〇七五ウォンで換算すると五万二五二円）である。米の1haあたり収量は六一俵、韓国の米一俵は精米八〇kgなので四八八〇kg。固定型直接支払いは、米一俵（精米八〇kg）あたり一万一四八六ウォン（八八一円）に相当する。

図1 韓国の米所得補てん直接支払い(2010年産米)

1haあたり 米生産費 12,810,000ウォン	精米80kgあたり 米生産費 210,000ウォン	
所得目標 10,375,063ウォン 直接支払・計1,651,572ウォン ①固定型 700,704ウォン ②変動型 950,868ウォン	A. 目標価格 170,0839ウォン 直接支払・計27,074ウォン ①固定型 11,486ウォン ②変動型 15,588ウォン	①+② (A-B+①) × 0.85
販売収入 8,432,091ウォン	B. 市場価格 138,231ウォン 2010年10月～2011年11月平均	

注1) haあたり収穫量4880kgとして計算。
2) 米生産費は、全国農민会総連盟調べ。

変動型直接支払いは、目標価格を八〇kgあたり一七万〇〇八三ウォン（一万二七五六円）として、市場価格一三万八二三一ウォン（一万〇三六七円）に固定型直接支払い金を加えた額と目標価格との差額の八五％分を補てんするものだ。二〇一〇年産米の市場価格は、二〇一〇年一月～二〇一一年一月の全国平均で算定された。二〇一〇年産米の所得補てん直接支払いは、八〇kgあたりで固定型一万一四八六ウォン、変動型一万五五八八ウォン、合計二万七〇七四ウォン（二〇三〇円）となる。販売価格（市場価格）と所得補てん直接支払い金の合計は一六万五三

○五ウォン（一万二三九八円）となり、目標価格の九七%を補償している計算になる。

しかし、私たち全国農민会総連盟調べの米生産費は精米八〇kgあたり二一萬ウォンだから、その八割弱しか補てんしていない。

米生産費の補償を求めてきた農民の要求に対して、米所得補てん直接支払いはきわめて不十分な制度だ。

李明博大統領は、大経済圏との包括的なFTA締結を一層加速するという戦略を打ちだして、最近では米の市場開放をはのめかしている。韓国の米産産を国内に閉じ込めるのでなく、外国と競争できる産産にしようというものである。外国との競争といっても、競争相手は中国という想定である。アメリカの米作は、生産費一〇に対して、価格が四、補助金が七という構造だから、とても競争できないという考え方だ。

全国農민会総連盟は、米を守るたたかいを提起している。米の自給率は現在九七%だが、少なくとも一二〇%は必要だ。朝鮮半島は南北に分断されており、北は米のよくできない気象条件・自然条件なのだから、南北統一のためには米の自給率一六〇%、少なくとも一二〇%が必要だからだ。

これに対して、政府は、米は作りすぎだ。米の自給率が一二〇%になれば米価が下がる。米の減反が必要にな

る、といっている。

日本でも同じだが、米は韓国国民の主食であり、朝鮮半島の民族の文化、社会をかたちづくる大切なものである。いままで南北統一のための米づくりをつづけ、北に対して人道的に米を年間一〇万トンずつ一〇年間送ってきた。これが、韓国国内の米の需給バランスを保っていた。しかし、北に対する敵視政策によって、韓国国内の米の供給がダブつき、米価が低落しているという状況だ。

そのなかで、米の所得補てん直接支払いなど農業所得補償政策がきわめて不十分なものになっている。全国農민会総連盟は、農業所得補償政策の改定要求をとりまとめ中だ。一方で、地域の農민会は、地域の直接支払い制度をつくろうという取り組みを始めている。これは、道市政府・議会に働きかけて、条例で農業所得補償の直接支払いを行わせようというもので、畑作物を中心に条例づくりが実現した地域もある。

韓国・アメリカFTA反対闘争

——韓国政府は、対EU、対アメリカの包括的な自由貿易協定を二〇一〇年に相次いで合意し、この四月中の国会での批准を急いでいる。野党や農民・市民の反対運動があつて、批准は難航するといわれているが、これま

表1 韓国政府のFTA推進戦略

ノ・ムヒョン政権のFTA推進ロードマップ	
推進原則	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的、積極的なマルチ・トラックで推進 ・FTA効果を最大にするために包括的FTAを推進 ・国民的な共感を基礎として推進
締結戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・主要国との同時多発的FTA締結を基本とするものの巨大先進経済圏とのFTAを指向
対象国の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的妥当性 ・政治、外交的意味 ・韓国とのFTAに積極的な国 ・巨大先進経済圏とのFTA推進に役にたつ国
イ・ミョンバク政権のFTA推進戦略	
推進原則	<ul style="list-style-type: none"> ・既存輸出市場維持、新しい市場進出 ・効率的な市場開放と自由化を通じて国家全般のシステム先進化
締結戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・同時多発的FTA、FTAネットワーク、グローバル化 ・商品分野の関税撤廃だけでなくサービス、投資、政府調達、知的財産権、技術標準などを含む包括的FTAの進行
対象国の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・巨大経済圏とのFTA推進 ・資源富国、新興経済圏でFTA多角的推進

資料：郭吉子「TPPで生きることはできない」座談会発表文より作成。原資料は、韓国外交通商部「FTA推進ロードマップ」など

表2 韓国の主要FTAの比較

		韓国-チリ	韓国-シンガポール	韓国-EFTA	韓国-ASEAN	韓国-アメリカ
関税撤廃 例外品目	品目数	412	484	956	448	30
	構成比	29.0%	33.3%	65.8%	30.9%	1.9%
関税即時 撤廃品目	品目数	224	232	204	533	576
	構成比	15.6%	16.0%	14.1%	36.8%	37.6%

資料：郭吉子、前掲発表文により作成

で韓国の農民運動はどのように取り組んできたか聞かせてほしい。

郭 ウルグアイ・ラウンド反対闘争、WTO反対闘争を積み重ねるなかで、WTO体制が農畜産物の市場開放・輸入拡大を招き、農業を崩壊にまで追い込むものだという認識が韓国農民に浸透していった。とくに、二〇〇三年のメキシコ・カンクンで開かれたWTO閣僚会議に向けた運動は、韓国・チリFTA反対闘争と重なり、FTAを阻止することがWTO体制下での農畜産物の市場開放・輸入拡大を阻止し、国内農業を守るということになるという認識が深まっていた。

韓国政府は、二〇〇三年九月に「FTA推進ロードマップ」を策定し、FTA交渉に本格的に着手した。ノ・ムヒョン政権のFTA推進戦略は、大経済圏・新興有望市場との間のFTAを戦略的に拡大推進して、大経済圏中心のネットワークを本格

表3 韓米FTAの農業部門主要妥結内容

	妥 結 内 容
主要食糧作物	<ul style="list-style-type: none"> ・米および米関連製品；関税撤廃対象から除外 ・食用大豆；現行関税(487%)維持を条件に無税割当数量を提供 ・食用ジャガイモ；現行関税(304%)維持を条件に無税割当数量を提供 ・トウモロコシ；7年で関税撤廃、農産物セーフガード適用、無税割当数量を適用
主要食肉類	<ul style="list-style-type: none"> ・牛肉；15年で関税撤廃、農産物セーフガード適用 ・豚肉；10年で関税撤廃、農産物セーフガード適用 ・鶏肉；冷凍、冷蔵とも12年で関税撤廃
主要酪農品	<ul style="list-style-type: none"> ・脱脂粉乳、全脂粉乳、練乳；現行関税維持、無税割当数量を提供
主要果実・野菜類	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジ；出荷期(9~2月)現行関税維持、非出荷期(3~8月)関税30%、7年以内に関税撤廃、無関税割当数量提供 ・リンゴ；20年で関税撤廃、農産物セーフガード23年適用 ・ナシ；20年で関税撤廃 ・ブドウ；出荷期(5~10月)17年で関税撤廃、非出荷期(10~4月)初年度関税24%から段階的に5年以内に関税撤廃
主要葉味野菜類	<ul style="list-style-type: none"> ・トウガラシ；15年で関税撤廃、農産物セーフガード15年適用 ・ニンニク；15年で関税撤廃、農産物セーフガード18年適用 ・タマネギ；生鮮、乾燥とも15年で関税撤廃、農産物セーフガード18年適用

資料：郭吉子、前掲発表文により作成

的に構築しようというものであった。李明博政権は、FTA政策をより一層加速して推進している。先進的の巨大経済圏のEU、アメリカに自動車・電機電子製品など重化学工業製品の輸出を促進するための貿易自由化の基盤拡大をねらいとするFTA推進、資源保有国や新興経済

国などのFTA推進を多角的に進めるといふ戦略である。包括的なFTAによって、大経済圏との輸出拡大のためのネットワークをつくりだそうというものである(表1)。

いずれも工業製品の輸出拡大のために、農業と公共的領域に対して犠牲を強いるものである。

なかでも韓国・アメリカFTAは、史上最大の農畜産物の市場開放交渉であり、最悪の農業抹殺交渉である。

韓国・チリFTAでさえ、関税撤廃例外品目四二二品目・関税即時撤廃品目二二四品目であるのに対して、韓国・アメリカFTAでは、関税撤廃例外品目がわずか三〇品目、関税即時撤廃品目五七六品目という事実がこれを端的に表している(表2)。米と米関連製品のほかは農畜産物のすべてで市場開放され、農産物セーフガード措置の可能な品目は三〇品目にすぎず、セーフガード発動数量枠は毎年少しずつであるが増加し、発動しにくい仕組みである(表3)。一〇〜一五年後には農畜産物のほとんどすべてで関税が撤廃されて、韓国農業は急速に崩壊する。政府発表によれば、農業被害額は年間二兆ウォンの予想であるが、作物の転換による連鎖被害や一品目の輸入拡大による代替品目の価格低落などの被害は計算に入っていない。

韓国・アメリカFTAは、農畜産物の完全開放であ

り、農業のもつ非貿易的機能や食料安全保障をまったく無視した協定である。全世界的に「食料確保戦争」が起こり、サトウキビやオイルなど食品原料の確保も非常事態となり、「アグフレーション」ともいうべき食料品価格の高騰が問題となっている。農畜産物の完全開放、セーフガードも機能しないという韓国・アメリカFTAは、韓国農業の一方的な崩壊を招き、韓国国民の食料主権を放棄する協定である。食料危機という「火の穴」に国内農業の崩壊という「油」を浴びて飛び込むようなものである。

韓国・アメリカFTAは、二〇〇六年から交渉が始まったが、最初から韓国側が一方的に屈する交渉であった。農畜産物だけでなくすべての通商分野で関税を撤廃し、投資・サービス・知的所有権などすべての分野で全面開放して、韓国におけるアメリカの利益を最大限確保しうる条件を整備した。

交渉に入る前に、アメリカは韓国に対して「四大先決条件」——①スクリーンクォーターの縮小、②アメリカ産牛肉の輸入、③薬品価格の再調整、④自動車排出ガス規制の緩和——を突きつけ、韓国側はこれを受け入れて交渉に入った。

このため、韓国・アメリカFTA反対闘争は、労働者・農民だけでなく、女性や青年学生、市民社会団体など

も含む全国的な反新自由主義、反グローバル化の運動を巻き起こすことになった。

たとえば、スクリーンクォーター制縮小は、韓国映画の上映日数を縮小するものだが、映画産業の労働者が立ち上がった。「韓米FTA農畜水産非常対策委員会」と「文化侵略阻止・スクリーンクォーター死守映画関係者対策委員会」は共同でFTA被害の深刻さを訴えるテレビ・コマーシャルを製作して放映した。しかし、「反政府的」として消音され、サイレント・コマーシャルでの放映になった。

アメリカ国内でのBSE発生にともなう、韓国政府はアメリカ産牛肉の輸入禁止措置をとっていたが、FTA交渉に入る前に韓国政府はアメリカ産牛肉の輸入を解禁した。アメリカ産牛肉が学校給食に使われていることもあって、女子中学生・女子高生など学生たちが立ち上がった。「韓・米FTA阻止汎国民運動本部」が構築され、食の安全を不安視する市民も参加したが、キャンドル・デモの隊列には制服姿の女子中高生も参加した。二〇〇八年には、全国各地で一〇〇万人がデモに参加したが、ソウルでは食の安全と健康に不安を感じた乳飲み子をもつ母親たちの通称ベビーバギー（乳母車）部隊が自然発生的に組織された。三〇〇台にもおよぶベビーバギー部隊が機動隊と対峙した。

とくに韓国・アメリカFTAをはじめとする包括的なFTAは、農業と食だけでなく、教育や医療、公共サービス、文化、環境などの広範な分野に被害を及ぼすものである。二〇〇六年以来、韓国・アメリカFTAに反対して一四分野、三〇〇余りの団体の集まる汎国民運動本部が組織されている。全国農민会総連盟は農民団体の統一運動体である「韓国農民総連帯」の組織化を進めてきたが、農民総連帯と汎国民運動本部と共闘しながら、韓国・EU、韓国・アメリカのFTA国会批准阻止のたたかいにこの四月以降、全力をあげていきたい。

まとめにかえて

韓国のEUとの間のFTAは、韓国国会で二〇一一年五月初めに批准され、七月に発効予定である。しかし、韓国・アメリカFTAは、批准の見通しも立っていない（五月二三日現在）。

韓国・アメリカFTAなど包括的なFTAは、農業の崩壊を招くだけでなく、その国の食料主権、食の安全・安心を脅かし、医療や教育、労働、公共的領域、文化、環境など広範な分野に莫大な被害を与えていく。全国農민会総連盟の政策局長である郭吉子さんは、小規模農民の立場から、また幼子の母親の立場から、「反・新自由主義」を訴えている。

日本は、大地震・大津波・原発事故という未曾有の災害のなかで幾多もの犠牲者、被災者をだした。そのなかでTPP参加の是非を問う議論も先送りされている。だが、日本農業を守り、各国農業の共生を図り、国土・社会をあるべき姿に再構築するためには、郭さんの主張を重く受けとめるべきであろう。

注(1) 韓国・EU間FTAは、後述するように、韓国国会で二〇一一年

五月初めに批准され、七月に発効の予定である。一方、韓国・アメリカFTAは、野党と農民・市民など各層の反対運動の結果、五月二三日現在、批准の見通しが立っていない。

(2) 韓国の農民団体・農業団体は約四〇〇団体があるが、このうち全国農민会総連盟をはじめ二六団体が「農民総連帯」に参加した。なお、残りの一〇〇団体ほどが、五月末にも「農水産総連合」を結成する動きがある。

韓国の口蹄疫と鳥インフルエンザの 発生状況と影響および対応、将来展望

国立韓京大 動物生命環境科学部教授 張 敬萬

1、韓国の口蹄疫および鳥インフルエンザの発生状況と伝播要因

(1) 口蹄疫の発生状況と伝播要因

二〇一〇年一月二十九日、慶尚北道の安東市所在養豚団地で最初に口蹄疫が発生した。実際、既に一月二三日に口蹄疫と疑われるとの申告があったが、地方の防疫機関では簡易抗原キットのテストで陰性と間違つて判定され、その結果、初期防疫措置が遅れ、全国的に拡散されたと知られている。今回、韓国で発生した口蹄疫ウイルスの血清型はO型と確定判明された。

口蹄疫は二〇一一年二月末現在、京畿道一九ヶ所、江原道一三、忠清北道八、忠清南道一〇、慶尚北道一六、慶尚南道二、仁川広域市三、蔚山広域市一、大邱広域市一、大田広域市一、釜山広域市一、計七五ヶ所の自治体

(市・郡単位)で発生している。

発生してから一六日目になる去る三月二十四日に政府はその警戒段階を「深刻」から「警戒」に引き下げた。これまでの発生件数は最終的に全国で六、二五〇戸、殺処分となった牛豚は累計で三四七万頭となっている。三四七万頭の内、牛は一五・三万頭(牛全体五%)、豚は三三〇万頭(豚全体三三%)になる。

政府は口蹄疫の発生に対する疫学調査の中間報告では全国的に拡散した要因として、①発生時当初の不十分な遮断防疫、②最初発生地域が韓牛および養豚の規模化・団地地帯で伝染の拡散が容易、③酷寒により遮断防疫に必要な人的・物的支援の動員に制約があったとしている。

発病した当日、同じ地域の豚から感染抗体が調査・検出され、既に一月中旬頃から口蹄疫が発生し、感染農

表 1 口蹄疫の地域別伝播要因 (2011年)

発生地域	原因
慶尚北道 安東市 (最初発生)	・ 口蹄疫判定の遅れにより、ウイルスの急増で遮断防疫および初期対応が不十分
慶尚北道地域	・ 口蹄疫などの疾病が初めて発生し、緊急対応の経験が不足 ・ 集姓村であって、農家・非農家間の交流および接触が頻繁 ・ 醴泉郡(稲わらの輸送車両)、英陽郡(飼料運搬車両) ・ 盈徳郡(汚染地域の訪問)、榮州市(家畜の移動)
京畿道北部 および仁川市	・ 安東市地域の汚染された畜糞が京畿道の坡州市に移動 ・ 汚染された飼料運搬車両、出荷車両、獣医師、受精師などが伝播したと推定
江原道	・ 京畿北部地域と同じ飼料を使用した農家に飼料運搬車両が移動伝播 ・ 原州市、横城郡、洪川郡地域の農家は委託経営により疾病共有
京畿道南部	・ 江原道横城郡所在工場で製造した飼料の配送車両(または運転手)による伝播と推定 ・ 酷寒により消毒および防疫が不十分・移動制限と殺処分の手遅れ
忠清南北道	・ 飼料運搬車両による口蹄疫伝播 ・ 動物薬品配送車両、家畜運搬車両、汚染地域の訪問

資料：地域別口蹄疫の伝播要因、国立獣医科学検疫院の疫学調査課、2011。

場から排出されたウイルスが周辺地域および他の地域をひどく汚染した状況であった。

過去の局地的な口蹄疫の発生に反して、今回の臨床的特徴は二週間経過するまで特別な症状がなかった点である。その潜伏期に遮断防疫が不十分だったせいで、既に安東市から慶北全域に、そして京畿道北部および仁川市、江原道、京畿道南部地域、忠清南北道など、全国的に拡散したと推定される。

(2) 鳥インフルエンザの発生状況および伝播要因

二〇〇三年忠清北道地域で血清型がH5N1である高病原性鳥インフルエンザが最初に発生し、深刻な衝撃を受けた。二〇〇三年一月から二〇〇四年三月まで計一七件が発生し、二〇〇六～二〇〇八年の期間にも三〇件が発生した。外国の発生事例に比べると、過去八年間大きな拡散はなく、比較的成功裏に防疫措置を取ってきた。しかし韓国は渡り鳥の渡り経路上にあるため、毎年高病原性鳥インフルエンザが国内に流入する危険性は非常に高い。

二〇一〇年一月七日全羅北道から野生鳥類によって鳥インフルエンザが発生、二〇一〇年一月二十九日忠清南道からある農場でHPAI陽性判定を初めとして二〇一一年三月現在、五〇余農場がHPAI陽性判定され、発病農場は殺処分および防疫を強化している。

2、家畜伝染病の発生による被害推定

養畜農家は現在のような危機状況を克服するためには、何よりも農家自らが遮断防疫措置を遵守することが大事である。農場に搬入される全ての物品と出入りする車両や人などを徹底的に遮断し、畜舎や周辺の消毒を完璧に行う必要がある。

家畜伝染病の発生による緊急防疫手順は「疑似患者の発生↓防疫当局に申告↓患畜発生を確定発表↓緊急防疫措置↓家畜および人の移動制限↓伝染拡大により殺処分↓殺処分された家畜の焼却・埋却↓殺処分された家畜に対する補償金支給↓警戒地域内の家畜に対する予防接種↓発生農家および地域に対する洗浄・消毒↓疫学調査および血清検査を通じた発生危険地域および警戒管理地域の確定診断↓殺処分埋却地に対する環境汚染防止措置↓家畜の再導入」などの順に従って行われている。

このような防疫段階別に畜種別標準農家⁽¹⁾の防疫処理費用を推定すると(二〇〇八年基準)、牛は農家当たり約六億ウォン、そして一頭当たり約一千二百萬ウォン、豚は農家当たり約八億ウォンそして一頭数当たり約七〇萬ウォン、鶏は農家当たり約六億ウォンそして一羽当たり約一万四千ウォンであった。

口蹄疫は一度発生したら、伝染病の伝播および被害規

表2 畜種別防疫段階の処理費用推計

(単位：1,000ウォン)

区 分		韓(肉)牛	豚	鶏
患畜発生調査および診断費用(頭)		40	30	2
移動制限統制警戒所の運用費用	危険地域(1ヶ所)	13,580	13,580	13,580
	警戒地域(1ヶ所)	5,092	5,092	5,092
殺処分費用(頭)		52	2	0.028
埋却費用(頭)		16	1	0.027
消毒費用(4回)(地域当たり)		6,037	6,058	6,609
疫学調査費用(発生件数)		9,882	9,882	9,882
殺処分補償金 ¹⁾ (頭)		3,624	317	4
殺処分埋却地域の環境汚染防止費(埋却地)		156,982	156,982	156,982
農家当たり処理費用(戸)		592,820	795,591	623,965
頭当たり・羽当たり処理費用(頭)		11,945	699	14

資料：Seung—Churl, Choi(2006)、家畜疾病発生による防疫段階別処理費用、韓国農業政策学会。

注：1) 補償基準は2006年6月1日を基準とした産地価格

表3 地域別口蹄疫発生による殺処分頭数および社会的費用推計
(2011. 2. 11. 現在)

区 分	牛	豚	計
殺処分(頭)	150,502	3,112,564	3,263,066
被害額推定(億ウォン)	17,977	21,757	39,734

資料：農林水産食品部、口蹄疫状況室、2011.

注：被害額＝畜種別殺処分頭数（2011.2.11.現在）標準農家の防疫段階別処理費用

模が大きく、緊急防疫のための財政支出額即ち、社会的費用の負担は大きい。

また、生産額の減少率は、二〇一〇年を基準に酪農八・三七％、韓肉牛三・九〇％、養豚三一・九八％に達していると推算される。このような生産額減少を根拠として、口蹄疫発生が国民経済に及ぼす影響を分析するため産業連関分析を行った^②。その結果、酪農、韓肉牛、養豚産業の生産額減少が国民経済の全般に及ぼした波及効果として、生産誘発減少額が四〇、〇九三億ウォン、付加価値減少額が九、五五〇億ウォン、雇用減少効果は四七、八一三人に達

していると算出された。これは口蹄疫発病による畜産業の生産額減少が関連産業まで作用し、国内総生産(Gross Domestic Product; GDP)の約〇・一％に達する影響を及ぼしていることを意味する。

3、韓国の家畜伝染病発生に関する被害補償および支援対策

(1) 口蹄疫発生による補償および支援対策

① 埋却処分地域および移動制限地域に対する補償および支援

埋却処分地域内の被害農家への対策としては、埋却処分補償金、生計安定資金、家畜入植資金などの補償および支援がある。しかし、農家の過失の有無によって補償金が最大六〇％まで減額できる(家畜伝染予防法)。

発生地域から一〇km圏内である移動制限地域内の被害農家および業者に対する補償および支援対策としては経営安定資金、収買などがある。

② その他の補償および支援

家畜伝染病予防法で規定する各種補償金と資金支援以外に被害農家などに対する追加的な支援として政策資金の償還期間延長および利息減免、学資金免除、所得税控除、農信保(農林水産業者信用保証基金)の保証限度上向き調整などがある。

表 4 埋却処分農家の支援

区 分	支援対策	支給時期
埋却処分補償金	埋却処分された農家に当該家畜時価の100% 支給(国費 100%) - 搾乳牛は6ヶ月分の乳代を追加補償(国費 70%、地方費 30%) 0%) - 高能力牛の利用残余期間100%認定(国費 50%、地方費 50%) 危険地域内(3km)の生乳廃棄資金支援(国費 100%) - 乳主別別に概算払いした後、事後精算	農家が地方自治体に申し込むと50%を優先支給
生計安定資金	埋却処分農家の所得再発生時まで支援(国費 70%、地方費 30%) - 全国平均家計費の3~6ヶ月分 - 韓牛、肉牛、豚、鹿、山羊：6ヶ月分 - 飼育規模によって差等支援：上限額1,400万ウォン	農家が地方自治体に申し込むと3ヶ月分を優先支給
家畜導入資金	埋却処分農家で後に家畜導入時、資金支援(融資100%) - 農家別埋却処分補償金の限度内で導入 - 年利 3%、2年据置3年均等償還	移動制限措置の解除後

資料：農林水産食品部、口蹄疫被害支援、2011.

表 5 口蹄疫移動制限地域内の農家支援

区 分	支援対策	支給時期
経営安定資金	移動制限地域内の農家、屠畜・加工場など経営資金支援(融資100%) - 農家：最大5千万ウォン以内支援 - 屠畜場：1日平均屠畜頭数(閉鎖および営業正常化期間)×屠畜手数料 - 飼料工場：1日飼料生産実績(口蹄疫直前1ヶ月平均)×(閉鎖および営業正常化期間)×飼料販売価格 - 年利 3%、2年据置3年均分償還	確認完了後支給
収買	移動制限地域内の家畜収買支援(国費 100%)	埋却処分完了 14日以後

資料：農林水産食品部、口蹄疫被害支援、2011.

表 6 被害補償およびその他の支援

区 分	支援対策
政策資金償還延長および利息減免	農畜産経営資金および畜産発展基金、農協自体の支援資金対象 - 移動制限措置の日から1年間償還期間の到来する元金に対して2年間償還期間延長および利息減免 飼料購買資金の利差補給、償還期間の延長 - 移動制限措置の日から1年間償還期間の到来する元金に対して1年間償還期間延長および利息減免
学資金免除	被害農家子女の(中・高校生)学資金免除(教育科学部)
所得税控除	所得税など税額一部控除および納付期限延長(国税庁)
農信保の保証限度向上調整	被害農家に対して、同一人当たり保証限度(10億ウォン)内で既保証資金の他、追加3億ウォンまで信用保証支援

表7 鳥インフルエンザ発生による被害補償基準

区分	所得安定資金	家畜入植資金	経営安定資金
支援対象	警戒地域内の飼育農家および疫学関連農家	AI発生で家畜を埋却した農家	AI防疫措置により営業制限を受けた孵化場、屠畜場、飼料会社などに限って融資金支援
支援基準	移動制限による入植制限の間、所得損失額と過体重による飼育費および商品性下落分の損失補給	再入植許容日から4ヶ月以内に入植する場合、1回飼育能力に当る家畜入植費用支援	営業中断期間の経営費を考慮して支援規模算定
支援内容	農家当たり1,400万ウォン限度補助支援	1回飼育能力(羽数)×畜種別支援単価	1日処理物量×停止日×処理手数料

③鳥インフルエンザ発生による被害補償および支援対策

畜産業未登録農場および防疫違反農場など畜産法および家畜伝染病予防法違反農家と家畜入植禁止不履行、埋却非協力農家については、支援対象から除外し、所得安定資金、家畜導入資金、経営安定資金を支援する。

4、口蹄疫および鳥インフルエンザ発生以後の家畜需給動向および展望

韓国農村経済研究院(KREI)の農業観測センターは口蹄疫および鳥インフルエンザ発生以後、家畜需給動向および展望を次のように推定し

ている。

(1) 韓(肉)牛の需給動向

口蹄疫発生で二〇一一年韓肉牛飼育頭数は二九五万頭で二〇一〇年より一％増加、二〇一一年の年平均雄牛の産地価格は四五〇～四七〇万ウォン(六〇〇kg)と予測している。

二〇一一年、韓(肉)牛の生産が増加し、牛肉の輸入量も増加している。これによって二〇一一年一人当たり牛肉の消費量は一〇・四kgと予想される。

(2) 酪農業と牛乳需給

口蹄疫による埋却処分で今年の搾乳牛飼育頭数は八・八％減少した三九万二千頭と展望している。以後、搾乳牛飼育頭数が口蹄疫以前の水準に回復するには、今後二～三年以上かかると予想される。

口蹄疫埋却処分により搾乳牛飼育頭数と一頭当り産乳量が減少し、二〇一一年生乳生産量は二〇一〇年より九・八％減少した一八六万九千トンになると推定される。

(3) 養豚業と豚肉需給

口蹄疫の影響で今年三月豚飼育頭数は、前年同月より二七～二八％減少した七〇〇～七一〇万頭で、六月には三月より七％減少した六五〇～六六〇万頭になると展望し、豚飼育頭数が口蹄疫発生以前である九八〇万頭水準に回復するまで二～三年がかかると展望している。

表 8 牛肉の需給および価格

区分	2010年	2011年(展望値)	増減
生産(千トン)	189	234	45
輸入(千トン)	245	274	29
総消費(千トン)	434	508	74
1人当り消費(kg)	8.9	10.4	1.5
韓牛雄牛600kg 産地価格(万ウォン)	527	450~470	△77~△57

資料：韓国農村経済研究院農業観測センター、2011.03.

表 9 豚肉需給および価格

区分	2010年	2011年(展望値)	増減
生産(万トン)	764.7	611.8	△152.9
輸入(万トン)	179.4	240.6	61.2
総消費(万トン)	943.8	843.2	△100.6
1人当り消費(kg)	19.3	17.2	△2.1
枝肉価格(ウォン /kg)	4,261	6,100	1,839

資料：韓国農村経済研究院農業観測センター、2011.03.

注：消費には輸出量が含まれており、枝肉価格は名目価格である、2011年は推定値

豚肉生産量は前年より二〇・〇％減少した六一二万トンと展望し、輸入量は緊急割当関税と国産の生産量減少によって前年より三四・一％増加した二四万トンと展望している。

口蹄疫で需要が減少して、今年豚肉の一人当り消費量は前年より一〇・九％減少し、一七・二kgと展望している。枝肉価格は国産豚の出荷頭数の減少で前年より四三・二〜四七・九％上昇し、一kg当たり六、一〇〇〜六、三〇〇ウォンと展望している。

(4) ブロイラーと鶏肉需給

ブロイラー飼育は、二〇一一年八月まで雛鳥の生産潜在力が二〇一〇年同期より一〇％以上高く、二〇一一年ブロイラー飼育羽数は二〇一〇年より八・八％増加の八、八〇〇万羽と展望している。

鶏肉需給は、飼育羽数の増加により二〇一一年の鶏肉生産量は四・五％増加した四六万トンと展望する。国内生産量の増加により鶏肉の輸入量は前年より一七・八％減少した八万一千トン水準と推定する。

ブロイラー産地価格は、二〇一一年鶏肉輸入量が減少し、一人当り鶏肉消費量が前年より〇・四％増加した一〇・四kgと予想され、価格上昇要因に作用すると考えられる。しかし、鶏肉生産量の増加により、二〇一一年のブロイラー価格は、二〇一〇年より二・一％下落した

表10 鶏肉の需給

区分	2010年	2011年(展望値)	増減
飼育羽数(万羽) ¹⁾	8,088	8,800	712
生産(千トン)	436	455	19
輸入(千トン)	99	81	△18
1人当り消費(kg) ²⁾	10.4	10.4	0
産地価格(ウォン/生体kg) ³⁾	1,913	1,873	△40

資料：韓国農村経済研究院農業観測センター、2011.03.

注：1) 飼育羽数は年平均である。

2) 1人当り消費量は精肉基準である。

3) 産地価格は名目価格である。

表11 あひる肉需給および価格

区分	2010年	2011年(展望値)	増減
飼育羽数(千羽)	13,557	11,523	△2,034
生産(千トン)	141	125	△16
輸入(トン)	386	940	554
1人当り消費(kg)	2.78	2.47	△0.31
産地価格 (ウォン/生体3kg)	7,254	7,979	725

資料：：韓国農村経済研究院農業観測センター、2011.03.

一、八七三ウォンと展望している。

(5) 採卵養鶏と鶏卵の需給

鳥インフルエンザ発生による埋却処分の影響で、二〇一一年採卵鳥飼育羽数は二〇一〇年より三・〇％減少した五、九五〇万羽と展望し、飼育羽数減少により二〇一一年鶏卵生産量は前年対比四・一％減少した五万四千トンと推定、鶏卵生産量減少で二〇一一年鶏卵の産地価格は前年より一五・九％上昇し、一〇個当たり一、三一五ウォンと展望する。

(6) あひるの飼育と需給

高病原性鳥インフルエンザ発生で、二〇一一年の飼育羽数は一二月基準で一、一五二万羽と前年より一五％減少することと展望、生産量減少により二〇一一年の年平均産地価格は前年対比一〇％上昇した生体三kg当り七、九七九ウォンと展望する。

5、韓国の口蹄疫および鳥インフルエンザの発生以後の課題

韓国の畜産は近年、規模拡大が進んでいる。特に養豚の場合、密飼によって消耗性家畜疾病(PRRS)が持続的に発生して家畜生産性は低下している。また、外部要因として国際的開放拡大政策によって、物的および人的交流の活発化、口蹄疫、鳥インフルエンザなどのよう

な海外由来の悪性家畜伝染病が頻発している。これらの国内流入に対する事前防止制度の改善が求められている。

今回の口蹄疫および鳥インフルエンザの発生は今後の課題として、海外の悪性家畜伝染病流入防止制度の強化、家畜伝染病予察の総合情報システム構築、検疫および防疫組織体系の一元化（今までは中央機関と地方機関の役割が分担されているため早期対応に手遅れがあったとの判断に至っている）および効率化、農家段階の自律的な防疫管理体制の定着、口蹄疫清浄国としての地位回復方式（ワクチン清浄国、殺処分清浄国）の決定、ワクチン接種後家畜モニタリング、被害補償関連制度、ワクチン接種費用負担とワクチン工場導入問題、埋却処分方式と動物福祉問題、効果的な検疫および防疫体系設定、埋却地の水質土質問題解決など様々な難題が山積している。

防疫体系の改善は中央と地方単位の防疫の一元化、地域単位の防疫体制の整備、農場単位の防疫に細分化する必要がある。しかし、最も大事なのは、農場から徹底的に防疫対策を実施することに畜産業の未来はかかっているということである。

ゆえに、家畜伝染病および疾病を農場飼育段階から管理・制御し、徹底した遮断防疫のために個別農場単位と

畜舎単位の疾病抑制能力が再考できる標準的家畜衛生管理基準、そして種畜取引および農家入植のための標準的な防疫管理体系および設備基準に対する制度的措置が早急に必要とされる。

現在、韓国で導入している家畜の飼育段階 HACCP（危害要素重点管理基準）制度の拡大も方案の一つとしてあげられている。農場で家畜の飼育段階に対する自律的な根本的防疫が、政府単位の国家防疫も大事だが、農場の HACCP 制度の優先定着が最も大事である。

終わりに、家畜伝染病の予防について核心的な要素といえるのは、あくまでも農家の自律的な防疫システム構築と予防体系構築のために法律的な措置を講じなければならない。

注

- (1) 標準農家は、国立農産物品質管理院の農業統計情報資料を基
づいて 2005 年畜産農家の飼育頭数、建物（畜舎含み）、土地、施設および資本財、飼料給与量などの平均値を基準に設定したものである (Seung-Churl Choi, 2008)。

- (2) 産業連関分析は、韓国農村経済研究院と韓国開養院 (KDI) が共に作業した結果である。

参考文献

- 国立獣医科学検疫院、口蹄疫の発生状況、2011。
国立獣医科学検疫院、A I の発生状況、2011。
農林水産食品部、A I 発生地域の農家など支援指針、2011。
農林水産食品部、口蹄疫発生地域の農家など支援指針、2011。
Byung - Woo Yang、主要家畜伝染病の発生動向と対応課題、韓国農村経済研究院、2011。
Byung - Joon Woo、口蹄疫の影響分析と課題、韓国農村経済研究院、2011。
韓国農村経済研究院農業観測センター、韓牛の飼育動向および鶏卵の需給展望、2011・3。
韓国農村経済研究院農業観測センター、搾乳牛の飼育動向および牛乳の需給展望、2011・3。
韓国農村経済研究院農業観測センター、豚肉の飼育動向および展望、2011・3。
韓国農村経済研究院農業観測センター、ブロイラーの飼育動向および需給展望、2011・3。
韓国農村経済研究院農業観測センター、採卵鶏の飼育動向および鶏卵の需給展望、2011・3。
韓国農村経済研究院農業観測センター、あひるの飼育動向および需給展望、2011・3。

原発被災地からの報告

菅野浪男さんは、福島第一原発事故による計画的避難区域に指定された福島県川俣町山木屋で酪農をされていた新規就農者です。約四〇年前に現在地に入植され、旧駅舎を改造した牛舎を活用するなど、低コストで自給飼料中心の放牧酪農経営を実践されてきました。今回の原発事故により、人生をかけて切り開いてきた農場を閉鎖せざるを得なくなりました。画家としても活躍し、川俣町の美術館長もされている菅野さんに、絵とともに現在の思いを現地報告という形で書いて頂きました。

計画避難の渦中から

福島県川俣町・山木屋 菅野 浪男

●突然の避難命令

東電事故から一ヶ月も過ぎて、放射能の量も下がって来た頃になっての避難命令に、戸惑っています。何故、今まで放っておかれたのだろうか？そう思うと腹が立ちます。

山木屋では、雨降る一日前から東風が吹きます。西風から東風に変わることは、雨降りの前ぶれでもあるのです。建屋爆発の次の日から東風が吹き、一三日に雨が降り、一五日には雪が降ったのです。四月はじめに、アメリカの飛行機が探査したセシウム汚染地図の通りに、汚染されたことは、我々には分かっています。それが何

故三〇km圏に先に屋内避難指示が出されたのか、理解に苦しむと同時に腹が立ってなりません。今なお二〇km圏内よりも濃度が高いのです。しかし最近は横ばいで推移しています。それは雨と雪によって落とされたセシウムによる汚染を示しています(二、四マイクロシーベルト)。

一時、川俣町は浪江町、双葉町の避難民を六千人も受け入れていました。二ヶ月後の今も百人程おります。町中のアパートなどはすでに他町の人々が住んでおり、山木屋の住民は町外移転もやむ得無しとされています。

●何が計画避難なのか？

我々が、計画避難のことを初めて知ったのはテレビによってでした。福山副官房長官が説明に来た次の日、つまり一〇日後に正式に命令が出されたのです。健康のためと言いながら、指示が一〇日も遅れた理由は何なのか？避難先の住居の確保も、その条件も決まらず、さらに二〇日間放っておかれたのです。行政の指示を待ち切れずに自主避難を決めたのが全体の2/3、町の幹旋は三七四人だけでした。ところが自主避難の条件がはっきりしない。つまり県の借り上げ住宅になる条件が出されたのです。知人を頼って避難した場合は、費用は一切個人負担です。一方、町が用意した温泉旅館だと、一人当り月一五万円になります。また六〇〇万円の仮設住宅に対し、借り上げは月六万円の家賃しか認めません。日赤からの電気製品六点セットも、友人知人に身を寄せた人には認められません。たとえ親戚でも、何がしかの家賃を払ってもらえれば、気がねせずに住むことが出来るはずで

す。一ヶ月をメドにということですが、健康のための避難が手続きの遅れによるというのは納得いきません。さらに未定の事がいくつもあります。屋内作業の工場の操業について……自宅への立ち入りについて……家畜の行方について……戻れる日の見通しは全くありません。もし二年三年村に帰れなくなれば、山河は荒れ放題になって

しまいます。我々はせめて田畑の雑草の刈り取り、住宅の見回りにはどうしても帰宅しなければなりません。今の十倍も汚染度が高い時には何も知らされずに放って置かれただけに、今さら立ち入り禁止と言われても納得出来ません。

●牛乳は風評被害

四月はじめには基準値以下にまで下がっていたのに、山木屋の牛乳は計画的避難区域という理由で、出荷出来ない日が今も続いています。初妊牛を売ろうとしたら、家畜保健所から待たがかかったというのです。経産牛も同じで、某県では福島牛は入れるなど達しが回ったとの情報も聞こえてきます。エサの牧草は昨年に刈り取ったものですし、放射能濃度も基準以下だというのは、出荷出来ないのは風評被害の何ものでもありません。酪農家は山木屋では六件ですが、牛の処分が済むまでは避難出来ません。

●私の場合は……

二年前、二〇頭の搾乳牛を処分し、経済的経営に終止符を打ち、一頭の牛を残し、チーズを作っていました。昨年、一昨年、仔牛が生れ、三頭の牛を放牧してました。それは入植以来、三六年間酪農を続けて来た後の、夢の実現のはずだったのです。借金返済の二六年、娘四人を大学卒業させるまでの十数年、働きづくめの毎日

した。六二歳になり、夢であった乳と蜜の流れる郷、ユートピア作りをはじめた矢先でした。

牛を残すわけにはいかず、博労を呼んで売ることにしました。が、価格は通常の1/5、三頭で一〇万円でした。それでも二〇km圏内の置き去りにされた牛の映像を思うと、あきらめるしかありませんでした。

●蜜蜂が死んだ

我家の地下室には、毎年のように和蜂が巣を作ります。昨年は四リットル程の蜜が取れました。私の蜂を巣箱に入れて持ち帰った友人をたずねて唾然としました。三月はじめには冬眠からさめて、元気に飛び回っていたのが、三月一五〜二〇日の間に全滅したということです。畑のすみに見に行くと、地表から三〇cmの高さに置かれた巣箱の底に山となって死んでいました。すぐに浪江町津島の友人にも電話をすると、やはり同じ頃に全部の巣箱の蜂が死んだということです。

春になりカタクリや水ばししょうの花が咲き、小鳥達が巣作りに忙しくなるのを見て、いつもと同じ春なのにと、見えない放射物質をうらめしく思っていました。が、蜜蜂の死という目に見える形できつつけられ、ショックを受けました。今その検体を農水省に送りました。

●現場のデータが欲しい

国では口を開けばチェルノブイリの例を出す、この

山木屋のデータが欲しい。農水省の副大臣もチェルノブイリに視察に行ったと聞きました。何故、山木屋に来ないのか腹が立ちます。

三月末に町の産業課に町内の放射能濃度の測定を要請しましたが、国や県がやっているという返事でした。より細かなデータがなければ、町としても対策も出来ないはずなのに……

国から派遣されている職員との話し合いでも、山木屋に国の実験農場の設置を提案しましたが、「上に伝えませ」で終わってしまいました。山木屋に住む住人は、この山木屋にいつ帰って来られるのか、農業は再開出来るのか、最大の関心事なのですが、行政は避難させることだけが目的になっていようです。今年のたばこの苗はすでに捨てられ、種もみもない状態です。今データを残さず、これからどうするのでしょうか？

●日本国の世界への誠意

地元民に対すると同じく、世界に対して正確なデータを示すことが、国としての義務でもあるでしょう。復興のためにも基礎データが必要なのです。大学も国もあらゆる知恵を結集して実験農場を作って欲しい。

●子供を守って!!

先日、山木屋の子供達の避難先である合宿所を訪れました。外はまだニマイクロシーベルトあるため、屋外では



菅野さんが描いた絵

遊べないという。遠足も運動会も中止、見た目には皆元気ですが、これが二、三、四ヶ月と続いたらどうなるだろう？福島や郡山の学校で表土五〇cmを入れかえるのが有効だという。本気で思っているのだろうか？たかが五〇cm下に埋めるから安心だと言うのだろうか？使用済燃料は三〇〇mも地下に埋めて、鉛のフタをするというのに……

二〇年、三〇年後に、何パーセントかの確立で発病することが問題なのではありません。子供達が成人するまで、その不安の中に生きなければならぬことが問題なのです。結婚や出産に対する不安をどうすれば取り除いてやれるだろうか？

せめてこの子供を東京なり沖縄に連れ出して自由に遊ばせてやりたい。福島の場合はもう泳ぐことも出来ないのだから……

石原都知事も仲井眞沖繩県知事も、口先だけの支援なのだろうか？東京オリンピックはもう出来るはずがない。その為の積み立金を福島の子供達のために使ってもらうわけにはいかないのだろうか？

●三つの美術展

私は今、川俣町で三カ所同時開催の美術展を開いています（トライアングル展）。一つは羽山の森美術館、町中の絹蔵、そして銀行ロビーでは山木屋ふるさと展という個展を開いています。副官房長官にも山木屋の水ばしゅうの絵を贈りました。山木屋の住民が村に戻る日まで飾ってくれると、副官房長官は約束してくれました。絵の裏には住民の要望がびっしり書いてあります。今個人で出来ることは、原発事故告発の絵を描くことしかありません。避難先で失われた日常を描き続けています。復興の日を祈って……

●一家離散

山木屋は三六〇世帯だったのが、避難先決定にあたり、若い人と高齢者が別々に住むことになり、五〇九世帯になってしまいました。今まで大家族で、にぎやかな生活を送ってきた人々が、別々に暮らすことによるストレスは大きいものがあります。友人の母親は、避難先で亡くなってしまいました。年寄りや子供にとっての環境の変化は、大きなストレスを生んでいます。

地下水位制御システム「FOEAS」の開発と普及

農研機構・本部総合企画調整部契約研究員 藤森 新作

1、始めに

食料自給率の向上や過剰米対策では、大豆、麦、飼料作物などの安定多収や乾田直播による飼料用稲の低コスト栽培などの実現が課題であり、圃場は湿害や干ばつに対応でき、かつ大区画圃場であることが前提となる。田畑輪換の実現を目的とした圃場整備事業が一九六〇年代から始まり、汎用化に対応した排水の強化を図るため、排水路敷高を田面から一九〇cm以下とし、粘質土壤などで透水性の悪い地区は暗渠排水も行われてきた。しかし、暗渠排水は水閘を閉めるか開けるかの二者択一であり、各作物に適した地下水位を設定しこれを維持する機能はない。

そこで、地下水位制御機能を備えかつ水稻栽培時の湛水管理も容易に行え、整備コストは従来の暗渠と同程度であることなどを特徴とする地下水位制御システム「F

OEAS」(フォアス)を(株)パディ研究所との共同研究により二〇〇二年に開発した。二〇一一年度末の採択面積は七〇地区、二、六〇〇haであり、その多くは補助事業で採択され、特に宮城、新潟、鳥取、山口、鹿児島県で採用が進んでいる。

なお、本システムは農水省の農業新技術二〇〇八に選定され、また、農水省委託プロジェクトにおいて、二〇一〇年度から五ヶ年計画で同技術を核とした自給力の向上につながる生産性の高い高度集約型水田輪作体系の構築を目指した研究を展開している。

2、地下灌漑の特徴

地下灌漑のメリットとしては以下があげられる。①大区画圃場において速やかに均一な灌漑が可能となる。②土壌の団粒構造や亀裂などを壊さずに灌水ができる。③播種時や定植時の種子や苗の流亡、飛散水滴による幼苗

の物理的障害、飛散土粒子や菌の植物体への付着回避などを回避できる。④地表からの除塩灌漑では、作土下に降下した塩類が再び上昇することがあるが、地下灌漑による洗浄は最後に暗渠機能により排水すれば圃場外に排出されるため、効率的な除塩ができる。

地下灌漑技術は一九八〇年代後半に、担い手への農地集積と営農の低コスト化を目的とした圃場の大区画化が施策として進められ、これに対応した灌漑技術として注目された。そこで、農水省構造改善局は農政局単位で実証圃場を設け調査検討を行うとともに、専門委員会を組織し、一九九〇年三月に「地下かんがいの手引き」としてまとめた。ここでの地下灌漑の定義は、「地下水位を上昇させることによって作土層に給水したり、この地下水面上の土層において毛管上昇作用により作土層の水を増加させる給水方式」とある。

地下灌漑の方法としては開渠式と暗渠式が考えられ、開渠式は畝間灌漑の溝を深く大きくし、壁と底面から用水を浸透させるものであるが、この溝が農作業の障害となり実用性には問題がある。一方、暗渠式は既設の暗渠に用水を注水するもので、排水路堰上げ方式、用水直結方式、調整タンク接続方式に分けられる。これら方式は土壌中の灌漑水の移動が遅く、圃場内の均一な給水が困難であることや、水位制御装置が存在しないため灌水し

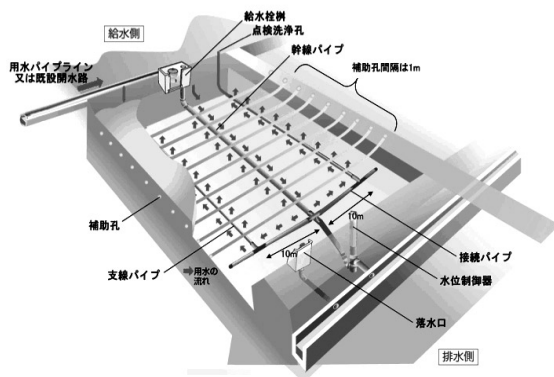
た用水を比較的早く排水する必要があることなどから、スプリングラー灌漑よりも用水量が大きいといった欠点が指摘されていた。そこで、暗渠管理設深を浅層にすることや補助暗渠の合理的な配置、漏水対策などが必要と考えられたが、地下灌漑が現実に行われることなく推移した。

3、FOEASの特徴とメリット

従来の暗渠は一〇m間隔で一／五〇〇程度の傾斜を付けて施工され、補助孔は営農段階で必要に応じて施工することになっている。一方、FOEASは幹線および支線パイプを田面下六〇cmに水平に埋設し、これに直交して補助孔を田面下四〇cmに一m間隔で施工することにより、圃場全面の均一な地下水位維持を可能としている(図1)。

パイプを地下に水平に埋設した場合の問題点は、垂直方向の精度をパイプ直径の半分である±二・五cmとすること、およびパイプ内堆積物の迅速な排出である。施工精度についてはレーザー利用技術により解決し、堆積物排出は口径一〇〇mmの幹線パイプを地下給水孔と水位制御器間に敷設し、ここにあって泥等を堆積させ、これの除去は用排水ボックスから多めの用水を流下させるとともに水位制御器の中筒を外すことで解決した。FOEA

図1 地下水位制御システム「FOEAS」の概要



Sの開発目標は、整備水準の低い水田をリニューアルして田畑輪換を容易にするとともに、高品質、増収を図ることにある。したがって、従来の圃場の形状や所有界、権利関係を変更せずに施工できる。

水稲栽培時のメリットとしては、①適度な土壤水分を維持できることで、無代掻き移植や乾田直播が可能となる。これにより、代掻きが不要となるため濁水による下流域での汚染が発生しない。また、代掻きを行わないと

図2 FOEAS導入の圃場のタマネギ栽培（諫早中央干拓地）



図3 大豆栽培圃場の生育比較（西浦原地区）

土壌が還元状態になりにくいことから、中干しが不要となり、湛水の維持により冷害を回避できる。②中干し期に落水した場合、排水路側は過乾燥、用水路側は湿潤な状態となるが、地下水位を -20 cm程度に保つことで水田全体が均一に乾く。③過乾燥状態になった水田は畦畔亀裂やネズミ・モグラ穴等が発生し漏水も多くなり、極端に水の使用量が増加したり、肥料や農薬が流出しその効果を損失するおそれがある。中干し後に田面下 10 cm程度で水位を維持すれば、田面には水がなくなるとも根に酸素を供給しながら、生育に必要な水を供給することが可能となる。④前記の状態で稲刈りまで推移することで、コンバイン収穫に必要な地耐力も確保できる。⑤水稲のカドミウム吸収抑制技術として出穂前後の深水管理がある。中干しを行わない水管理はこの効果を期待できる。⑥水田の湛水深をあらかじめ定めた水位で自動的に調整することができるため、掛け流しが防止できる。

畑作時のメリットは、①本暗渠と補助暗渠の組合せによる迅速な排水で湿害が回避される。また、地下灌漑機能により作物に最適な地下水位が維持され、増収や品質向上が期待できる(図2・3)。全国の試験研究機関等で実施した栽培試験の平均では、対照区と比較して大豆が三九%、麦が四一%増収した。②転作を続けると畦畔や下層土に亀裂が入り、水田に戻した際に水持ちが悪くな

るが、地下灌漑によって水田としての機能が持続する。③過乾燥になると地力が極端に低下するが、地下灌漑で地力維持が可能となる。④畑作物を連作すると畑雑草の繁茂や連作障害等が発生するが、田畑輪換によってこれらが回避され、畑地よりも理想的な畑作が可能となる。⑤地表灌漑は畑作に必要な土壌の団粒構造を壊す恐れがあり、また、播種・定植時における種子や苗の流亡等が発生するが、地下灌漑はこれらを回避できる。

4、施工コスト

従来の暗渠排水にはない工種として、用排水ボックスや水位制御器、幹線パイプ、 1 m間隔の補助孔などが加わっているが、施工単価は一般的な暗渠排水の一八万円 10 aと同程度である。この理由は、支線パイプの田面下 60 cmの水平施工と新たに開発したベストドレーン工法による掘削断面の縮小による疎水材使用量の削減や、従来工法であるトレンチ利用と比較して作業人員が四人に半減することなどがあげられる。

5、導入に必要な条件

(1) 漏水対策 地下灌漑の実施において問題となるのは、水田下層土の透水と畦畔等からの漏水・侵入水対策であり、特に排水路側畦畔からの漏水対策が重要であ

図4 漏水防止対策・遮水シートの施行



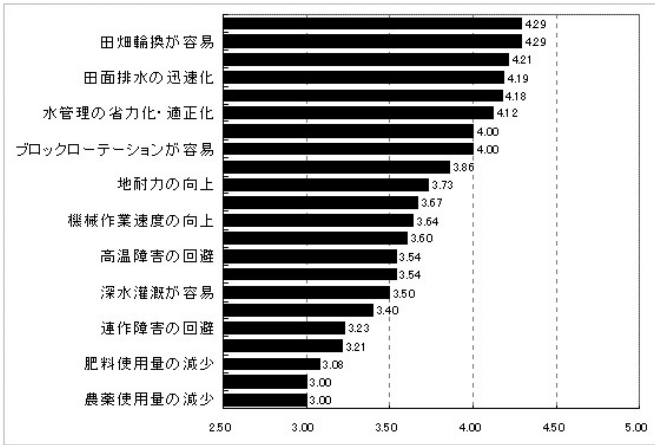
る。これらの対策が十分でないと用水を供給しても地下水位を制御することは困難である。そこで、安価にできる対策としては、遮水シートの埋設がある(図4)。これにより隣接水田において水稲が作付けられ湛水していても、浸透水は遮断され転作田では畑作物栽培が行え、地下灌漑についても所定水位の維持が可能となる。なお、漏水対策として最も有効な方法は、パイプライン化(一般には開水路となっている排水路をパイプライン化することで畦畔下から排水路への漏水がなくなる)であり、さらには圃場の大区画化を図ることで、畦畔の草刈り労力や圃場間移動時間が削減され、省力化が可能となることで規模拡大にもつながる。

(2) 用水の確保 大豆等の畑作物や水稲の乾田直播、飼料イネ等は用水必要期間と用水ピーク等が移植水稲とは異なる。また、水稲の中干し期には揚水機場等からの送水が停止される場合もあり、畑作等に対応した用水確保が必要である。そこで、年間を通じて自由な水利用を可能とするためには、ファームポンドの造成や湧水、排水等の利用についても検討を要する。

6、FOEAS導入の評価

施工済み地区でアンケート調査を実施し、その中でメリットと思われる項目を提示して五段階で評価を頂いた

図5 FOEASのメリットに関するアンケート調査結果



(図5)。FOEASの目的である「圃場全面の水位制御」と「田畑輪換が容易」については高評価となった。また、「湿害の回避」と「田面排水の迅速化」という暗渠排水機能についての評価も非常に高い。評価が「(4)

よい」を上回る項目は他に、「自由な土地利用が可能」、「水管理の省力化・適正化」、「適期作業が可能」、「ブロックローテーションが可能」が上げられている。一方、変化なしとしている項目は「肥料使用量減少」と「農薬使用量の減少」である。なお、「農薬使用量の削減」については、長崎県の愛菜ファームではハウス栽培において、地下灌漑で僅かに湛水し、太陽熱で雑草発生を抑制しており、今後このような利用についても推進する必要がある。

7、おわりに

水稻や大豆、麦等の高品位安定多収を実現する上で、品種改良や栽培技術の向上はもちろんであるが、それらの前提として、栽培管理が適切にできる圃場とすることが重要である。現実の営農現場では、基盤整備後のメンテナンスが十分でなく、均平度低下や漏水、湿害や干ばつ、雑草繁茂等が発生するなど課題を持つ圃場も多々みられる。また、昨今問題となっている食の安全・安心や燃料の高騰等への対応や自給率向上を図るためには、FOEASのような新しい技術を導入し、圃場の再整備を図り、省力的かつ高機能な水田とすることも検討する時期に来ているといえる。

今こそ農林水産業再建運動を拡充させよう

—— 連合運動への広がりを考える ——

全農林労働組合 菅 達郎

はじめに

二〇一〇年一〇月一日、菅総理は第一七六臨時国会における所信表明演説で環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」）交渉への参加検討を表明した。以降、TPP交渉参加の是非を巡って国民的議論が繰り広げられることになった。

筆者も日本労働組合総連合会（以下「連合」）が開催する合宿研修会（以下「連合アカデミー」）の同期生達とTPPを巡って議論する機会があった。この議論の中で、民間労組の友人は「TPPに参加しても日本の農業は大丈夫ではないか。日本国民は少々高くても国産の農作物を買うのではないか。日本の農作物は安全で品質が良いので海外での需要が見込め、輸出は拡大し農業は衰えないのではないか。」との主旨の発言をしたのである。

筆者が所属する全農林労働組合（以下「全農林」）は、農林水産行政に携わる組合員で構成される労働組合であり、伝統的に「農林水産業再建運動」に取り組み、時宜に応じ農林水産業にかかわる政策提言も積極的に行ってきた。今回のTPPに関しても、二〇一〇年一〇月二五日に「日本の農林水産業が壊滅的な影響を受ける恐れが強い」とTPP交渉参加には慎重な検討を求める見解を表明した。しかしながら、全農林が加盟する上部団体である連合は、農業分野を含む国内対策への取り組みをすすめることを前提に交渉への参加を推進する立場をとっている。

農林水産業はまさに人の生命の源を支える業であり、単なる産業の一つではない。それは自由貿易を推し進める米国のブッシュ前大統領ですら自らの演説の中で「食料自給率は国家安全保障の問題であり、それが常に保証されている米国は有り難い。食料自給できない国を想像

できるか、それは国際的圧力と危険にさらされている国だ。」と述べていることから明白である。また、谷口信和氏が、米国は世界の覇権を確保するための核兵器や石油などの五つの武器の一つとして「食料」を捉え、国家戦略を構築していると指摘⁴していることから、生命の糧である食料を他国に依存することはその国の存亡にかかわることなのである。

残念なことに友人の発言から考えても、連合自体にこのような農林水産業を食料安全保障の一環として捉えることや農林水産業従事者及び生産現場の現状に対する認識が不足していると感じさせられる。「農」の字を冠する労働組合である全農林が、連合運動の中に伝統的に取り組んできた農林水産業再建運動の理念を反映させ、より広く農林水産業への国民の理解と共感を深める必要があると考えられる。そこで本稿では、全農林が取り組んできた農林水産業再建運動の連合運動への広がりについて検討してみることにする。

農林水産業再建運動の経過

まず、全農林が取り組んできた農林水産業再建運動の経過についてみてみる。一九四五年に全農林の前身である農林省職員会が取り組んだ食料危機突破の労農提携運動が原点。となって農林水産業再建運動は始まっている。

る。

一九四五年当時の日本は、大凶作や戦後の混乱による主食の遅配・欠配の常態化などによって、餓死者が出るほどの深刻な食料不足に陥っていた。また、一九四六年五月一九日には皇居前広場に二五万の人々が集まり、いわゆる「食糧メーデー（飯米獲得人民大会）」が挙行され、昭和天皇への会見を求めるほどの危機的な飢餓状態に国民は追い込まれていたのである。このような状況下、農林省職員会が必要な食糧の配給確保と公正な分配を要求して、農民組合などとともに取り組んだのが食糧危機突破の運動である。

一九六一年には日本労働組合総評議会（以下「総評」）
 ・中立労働組合連絡会議のナショナルセンターと全日農
 ・全農林などによって労農提携運動の指導的機関として
 「中央労農会議」を発足させた。その後、総評解散にと
 もない中央労農会議を改組し、一九八九年に新たに「食
 とみどり、水を守る中央労農市民会議（以下「労農市民
 会議」）を発足させている。そして、中央労農会議時代
 から取り組みの総括を行うために毎年「全国農政研究活
 動集会」を開催しており、一九九三年に名称を「食とみ
 どり、水を守る全国集会」⁷に変更して現在まで毎年開
 催している。

一九七二年には農林水産政策を専門とする学者・ジャ

「ナリスト等の協力を得て「農林行政を考える会」を結成した。そして、「労組が政治的迷惑や企業主義にとらわれて圧力をかけたら、時代の変化を的確に反映し、自由で革新的な農政論が展開できなくなる」との認識を踏まえ、国民的視点に立った農林水産政策の研究・提言を要請している。その後、農林行政を考える会は「日本における食糧自給問題の技術的検討」をテーマに、農林水産省の試験研究機関で働く組合員とともに検討を重ね、「食糧自給率向上のために」と「水産食糧の安定供給のために」の二つの提言をまとめた。この「食糧自給率向上のために」の提言は、一九七五年九月の三木内閣の第三回国民食糧会議でも発表されている。また、この二つの提言をもとに全国でシンポジウムを開催し、その成果を一九七六年には「食糧自給力の技術的展望」と題して書籍にまとめるなど、現在までその時々の農政問題について分析・提言を行ってきた。

一九八〇年代からは一部の労働組合を巻き込んだ財界からの「農業過保護論」というレッテルを貼った攻撃が激しくなり、とりわけ、コメの売買逆さや解消、自主流通米助成の縮減など、食糧制度の改廃に焦点が当てられた。加えて、一九八六年からは「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」いわゆる前川リポートを背景に、農業の国際化、総自由化を迫るガット農業交渉が始

まった。このため全農林は、農林行政に直接携わる労働組合として地域から農業再建の国民世論を起こす必要があるとして、農政提言をすすめるとともに、中央労働会議を軸にして地域での署名活動と地方議会決議の採択運動に取り組んだ。

農政提言の中でも、米価政策だけに矮小化された農林行政のあり方は必ず破綻すると考え、生産者米価を据え置くという決意で構造政策に取り組むべきであるとの「日本農業の再建、農政転換の議論のために」を提言¹⁰したことは印象的である。この提言を、マスコミが一斉に「全農林が米価据え置きを提言」とセンセーショナルに報道したため、全国の農協関係者からの非難が殺到し、組織内外で論議を巻き起こすことになった。

一九七〇年代後半からは、エサ米の実験栽培を通してコメの減反をしなくてもよい農業の確立と穀物自給率の向上を目的に「エサ米運動」に取り組んだ。また、ほぼ同時期から政府の減反政策を逆手にとって、休耕田を利用して育てた米を飢餓が進行するアジア・アフリカへ送る「アジア・アフリカ救援米運動」を全国で展開した。

この運動は二〇〇〇年に「アジア・アフリカ支援米運動」と名称を変更し、現在まで継続的に取り組まれている。詳細は省くが、この他にも各地方本部を中心に「農懇集会」、「一日農政局」など全国各地で農林水産業再建

運動に取り組んできたことも紹介しておきたい。

そして、いま読者が読まれているこの「農村と都市をむすぶ」も一九五一年からおよそ六〇年間、歴代の農林行政考える会の編集委員の先生方の力を借りて、全農林が取り組んできた農政提言運動である。

このように全農林は伝統的に「消費者と生産者、労働者と農民の架け橋となる」¹¹ことを運動の主眼において農林水産業再建運動に取り組んできた。また、前述した「日本農業の再建、農政転換の論議のために」の提言のように生産者のみの利益にとらわれることなく、真に農林水産業の発展を図るための運動をすすめてきた。このような運動スタイルは現代でも十分に通用すると考えられる。

連合の農林水産政策

次に、連合の農林水産業政策についてみてみることにするが、まず連合発足の経過について簡単にふれてみたい。

戦後の労働界には、自らをナショナルセンターと称する労働組合が複数存在していた。このため、一九七〇年一月に宝樹全通信労働組合委員長が、「七〇年代の労働運動の前進のために」と題した、いわゆる「宝樹論文」を公表したことを契機に、労働界は労働戦線統一を目指す

ことになる。しかしながら、各労働組合の運動方針を巡る路線対立もあり、労働戦線統一は一筋縄ではすまなかった。

その後一九八七年に民間の労働組合を中心に、「全日本民間労働組合連合会」(以下「民間連合」)が結成される。更に二年後の一九八九年に、全農林も加盟しており、官公労を主軸に構成されていた総評が解散し、民間連合とともに日本最大のナショナルセンターである現在の連合を結成させた。

連合結成までの民間労組と官公労間の運動方針を巡る路線対立の影響を受け、連合と全農林の農林水産政策に対する考え方は連合発足当時から乖離が生じていた。その理由として、民間連合時代の政策・制度要求の中には食料政策しかなく、生産現場の実態や農林水産業がもつ多面的機能などの幅広い視点が不足していたことが考えられる。そのため、全農林が取り組んできた農林水産政策が連合の政策・制度要求にある程度盛り込まれるようになるまでには相当な年月を要したようである¹²。

それでは、最近の連合が掲げる農林水産政策の骨子を、「二〇一〇～二〇一一年度政策・制度要求と提言」からみることにしよう。この中で食料・農林水産政策として、①食料自給率・自給力の維持向上と安全な食料の安定供給のために、農林水産業および地域振興に向けた

対策の強化をはかる、②消費者重視の農林水産政策と安心・安全の食料政策の実現をめざす、③食肉の安全行政の確立と自給・輸入・需給調整を組み合わせた畜産物の安定供給を実現する、④持続可能な農林水産業の確立と意欲ある農・林・水産事業者の育成と確保をめざす、⑤地球温暖化防止と山村振興が連動した森林整備・保全対策を総合的に推進する、⑥持続可能な資源利用により、水産資源の維持と水産食料の安定供給体制を確立する、との幅広く六つの要求項目を掲げている¹³。

また、連合が毎月発行する月刊「連合」の二〇一〇年五月号では「森林・林業」、九月号には「食料」と農林水産関係の特集がそれぞれ掲載されている。「森林・林業」では、二〇〇九年一二月に公表された「森林・林業再生プラン」を環境政策の一環として位置づけ、森林・林業に携わっている労働者の雇用拡大・安定と国民のライフスタイル見直しが提起されている。

九月号では、二〇一一年度「連合の重点政策」の各論に、「食の安全の確保と食料自給率の向上、食育の推進」を掲げたこともあり、「食料」をテーマに「食料自給率向上」や「民主党政権の食料・農業・農村政策」を中心に特集が組まれている。連合の取り組みとしては、環境に配慮した製品や国産資源を利用した製品を積極的に活用する「ユーズ・グリーン」の推進、食品としては問題が

ないが包装の印字ミスなどによって流通できないものや賞味期限が切れる手前の備蓄品などを福祉施設等に届ける「フードバンク」の活用などが紹介されている。

連合の農林水産政策は、環境分野との関わりやライフスタイル見直しなどに重点が置かれ、消費者やNPOなどのより幅の広い運動体との提携を目指しているといえるよう。

連合の取り組み自体は決して間違っているとは思われないし、否定するわけでもない。しかし、そこには全農林が「消費者と生産者、労働者と農民の架け橋となる」とくに主眼を置いて取り組んできた農林水産業再建運動の理念が浸透していないように思われる。それは、農林水産業に携わる生産者の思いや生産現場の実情が連合運動にはあまり反映されていないことを意味しているのではないか。

地方連合への継承例

農林水産業再建運動の連合運動への継承不足を前項では指摘したが、ここでは連合の地方組織の運動に、農林水産業再建運動が継承されている事例をいくつか紹介する。

一つめは、日本労働組合総連合会北海道連合会（以下「連合北海道」）の取り組みである。連合北海道では一

一九〇年の発足当初から、「食・みどり・水を守る道民の会（以下「道民の会」）を組織して農林水産業再建運動を推進している。道民の会は、会長・事務局長を連合北海道の役員が兼務し、幹事を官民の労組役員が担っている。加えて、「アジア・アフリカ支援米運動」などにも道民の会として積極的に取り組んでおり、まさに連合北海道の運動として農林水産業再建運動が位置づけられている。

また、連合北海道は二〇一〇年一月二十九日に「日本のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に関する談話」を公表した。その中で、「連合北海道はこれまで、地域に暮らす生産者・勤労道民の視点から農業・農村を守る必要性を、地域医療や福祉・教育といった社会政策の充実とあわせて訴えてきた。TPP参加に対する評価を下すためには、地域の経済・社会・雇用への影響、食料の安全保障における国内農業の役割について、政府の統一的な考え方が明確にされることが前提である。¹⁴」とTPP交渉参加へは慎重な姿勢を表明している。この背景には、北海道では第一次産業が基幹産業になっていえることに加えて、道民の会を通じて農林水産業再建運動の理念が連合北海道に浸透していることもあると考えられる。

二つめは、日本労働組合総連合会青森県連合会（以下

「連合青森」の取り組みである。青森では、一九九三年の大冷害が農業へ甚大な被害を及ぼしたことを契機に、全農林・労農市民会議が以前から取り組んできた運動を基軸として、連合青森主催の「食・みどり・水のフェスティバル（以下「フェスティバル」）を開催している。そして、フェスティバルを通じて、農業の大切さ、支援米運動、森林問題などを広く県民にPRしており、二〇一〇年一月には一八回目を数えるに至り、連合青森の運動として定着している。

このフェスティバル開催以降、アジア・アフリカ支援米をはじめとする農林水産業再建運動を連合青森の運動として取り組むようになっていいる。また、連合青森の政策要求の中にも全農林などの考え方が反映されており、地産地消推進のための「学校給食」への地場産農畜産物の導入などを青森県に対して要請¹⁵している。

三つめは、日本労働組合総連合会栃木県連合会（以下「連合栃木」）の取り組みである¹⁶。二〇〇一年に連合栃木は、発足時から継続課題となっていた「食とみどり、水を守る栃木県労農会議」の運動を含む四つの運動について、「運動継承検討委員会」を設置し継承の有無について検討を行った。その結果、連合栃木内に、「食とみどり、水を守る運動推進委員会」（以下「推進委員会」）が設置され、アジア・アフリカ支援米などのこれまでの取り組み

みが連合栃木の運動としてスムーズに継承された。そして、推進委員会の委員長をはじめ多くの委員を連合栃木の役員が兼務している。

また、推進委員会の設置と同時に「足尾の山を緑にする運動」を新たな運動として加え、取り組みを拡大させた。二〇〇三年からは、この運動を推進するために、地元NPO法人と提携して「連合栃木足尾植樹デー」などにも取り組んでいる。

そして、連合栃木の「政策・制度要求と提言」の重点課題として『「食とみどり水を守る運動」に取り組みます』と明記されており、全農林を中心とする労農市民会議が取り組んできた運動や考え方がしっかりと継承されているといえる。

四つめは、日本労働組合総連合会島根県連合会（以下「連合島根」）の取り組みである。島根においては連合島根の理解のもと、二〇〇二年に島根労農県民会議を発展的に解散して、連合島根内部に「食・みどり・水委員会」を設置し、農林水産業再建運動を基本的に連合島根の運動として取り組むことになった。

具体的な取り組みとして、一九八四年から生産者と消費者が手をつなぎ合って農林水産業の再建を目指す目的で開催されていた「島根特産品まつり」がある。二〇〇二年からは連合島根の運動として引き継がれ、現在も「地

SUN地SHOW祭り」と名称を変更して取り組みが継続している。また、このイベントを通じて出された意見や会場でのアンケート結果を連合島根「ゆとり豊かさ」を求める県民要求」の環境（水問題）、農林水産業・食料問題に反映させている¹⁷。

最後に、日本労働組合総連合会熊本県連合会（以下「連合熊本」）の取り組みである。熊本では、食とみどり、水を守る熊本県民会議（以下「熊本県民会議」）が一九九六年に連合熊本に対して熊本県民会議の運動を取り込めないかと要請を行った。その結果、連合熊本は翌一九九七年度運動方針でボランティア活動に関する項目として、「熊本県民会議が取り組むアジア・アフリカ饑餓救援米活動を積極的に協力する」と明記したのである。

その後、連合熊本は熊本県民会議に正式に加盟し、ボランティア活動の一環としてアジア・アフリカ支援米活動やボランティア林業などを中心に取り組んでいる。連合熊本の場合は、上記四つの事例とは異なり熊本県民会議の運動を連合熊本がバックアップする形態をとっている。しかしながら、連合熊本の副会長及び副事務局長が熊本県民会議の副議長・事務局次長をそれぞれ兼務しており、運動体としては連合北海道や連合栃木と同様の体制となっている¹⁸。

以上のように農林水産業再建運動が連合運動に継承さ

れ、運動が拡大している地域は他にも多々あるが、残念ながら全国的には連合運動への拡大が図れているとは言えない状況である。

静教組の教育予算拡充運動

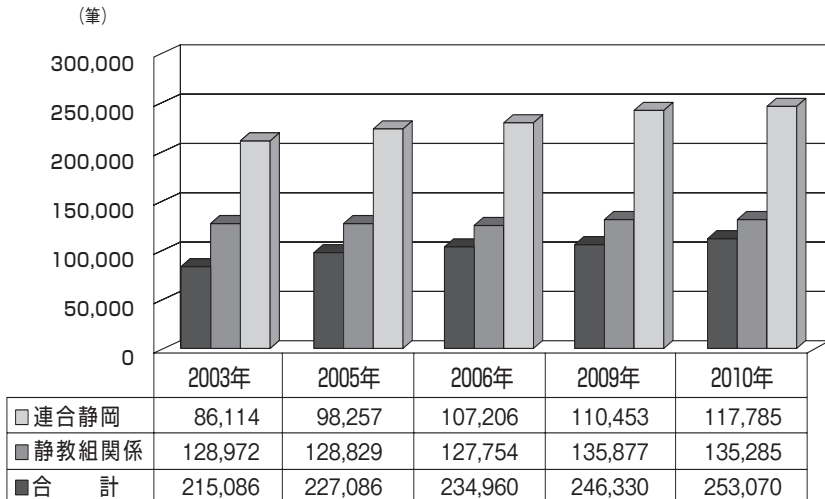
ここで少し視点を変えて、農林水産業再建運動を今後拡大させていくために、参考になりそうな静岡県教職員組合（以下「静教組」）の運動を紹介したい¹⁹。

静教組は、教育予算の拡充に向けた取り組みの一環として「豊かな教育環境の実現をもとめる活動」を日本労働組合総連合会静岡県連合会（以下「連合静岡」）と提携して取り組んでいる。

静教組はこの活動の一環として二〇〇〇年から「教育予算拡充のための署名活動」に単独で取り組んできたが、更なる署名数拡大を図るために二〇〇二年にこの署名活動を連合静岡の運動として取り組むように要請した。

当初は「それは静教組単独の運動とすべきだ」などの異論が出たようである。しかし、あらゆる機会を通じて、静教組は自らの要求事項は教職員のみならず、子供や保護者など広く県民全体にも関わる課題であるということを中心に訴え続けた。そして、静教組の提案で行われた「学校訪問」に連合静岡の役員が参加し、学校現場の実

図一 署名集約数



*資料：静教組の報告書及びホームページより抜粋

*注：2009年及び2010年の静教組関係の集約数には「退女教」(静教組女性組合員のOB団体) 分が含まれている。

情を知ることによって、県民全体にかかわる運動であることへの理解を得たのである。

ここで署名数の推移を図―1で確認してみる。初めて連合静岡と提携して取り組んだ二〇〇三年の合計集約数は二一五、〇八六筆（連合静岡・八六、一一四筆、静教組関係・一二八、九七二筆）であるが、年々署名数は増加し、二〇一〇年には二五三、〇七〇筆（連合静岡・一一七、七八五筆、静教組関係・一三五、二八五筆）と過去最高の筆数に達している。

増加の背景には、提携後も継続して取り組まれた学校訪問の成果がある。多くの人は自らの経験をもとに教育について語るができる。しかし、実際にいまの学校がどうなっているのか、現場を知る人は少ない。学校訪問に参加した連合静岡の役員は、老朽化したトイレ、黒板等の備品の古さに驚かされたようである。まさに、百聞は一見にしかずであった。

加えて、この提携を成功させた重要な要因がある。それは、静教組が連合静岡の運動に真剣に取り組んできたことによって築かれた信頼関係である。この両者の信頼関係が基盤になっていたからこそ、運動への理解が広がったのである。

そして、連合静岡は静教組とともに毎年集まった署名を携えて、県関係者や教育委員会への要請行動を行って

いる。連合静岡と提携して要請することによって、静教組単独の要請よりもインパクトが強く影響力も確保でき、新規予算の獲得などで一定の成果もあげている。

農林水産業は日本の風土

このように教育が国民全体の問題である以上に、「食」を供給する農林水産業は国民生活に密接に関わる。何故なら、既述したように「食」は命の源であり、人間が生きていく上で欠かすことのできないものだからである。

少し抽象的な話になるが農林水産業が国民全体の問題であることについて私見を述べてみたい。人間は昔からその土地、土地で収穫された食べ物を食べて生きてきた。現代のように貿易が盛んになり、自国にいながら様々な国々や地域で収穫された食べ物を食べられるようになったのは、ごく最近のことではない。

以前は必然的に世界中の人々は基本的に自国の土地や近海から得た食べ物のみを食べて生存してきたはずである。その土地で収穫される農林水産物は、その土地の気候、土壌や水などによって育まれてきた風土が織りなす産物である。だから農林水産業はまさにその国々の風土と言いつても良いのではないだろうか。

現在世界各国は、温室効果ガスの削減など、地球温暖化による環境破壊から地球環境を守ろうと対策を講じて

いる。もし、地球温暖化によって日本の気候が狂えば、当然そこで生活を営んでいる私たちの生活は一変するだろう。だからこそ環境そして風土を守ることが大切なのである。それは農林水産業を守っていくことと深く結びついている。

このような視点から農林水産業を捉えるならば、生産者の生産基盤を整備し、生産の持続性を確保することが何よりも重要になってくる。そのためには消費者の農林水産業への深い理解と支援が必要である。

しかしながら日本の農林水産業は、従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大など、持続性に赤信号が灯っている状況にある。また、今回の未曾有の東日本大震災によって東北地方を中心に農地や漁港は壊滅的に破壊され、二万ヘクタールを超える広大な農地が冠水した。また、福島第一原子力発電所事故の影響で農畜産物に対する出荷制限や風評被害が起るなど、農林水産業に甚大な被害がもたらされている。

日本の農林水産業の将来について国民一人ひとりが、いまこそ真剣に考えなければならぬ時にきている。全農林は労働組合の社会的使命として連合を巻き込むとともに、生産者・消費者・行政などが幅広く関与するオールジャパンの農林水産業再建運動の構築に取り組むべきである。

連合運動としての農林水産業再建運動

それでは、連合運動としての農林水産業再建運動について何点が提案したい。まず、農林水産業への支援の一环として韓国で始まり、国内でも静岡県などが取り組んでいる「一社一村運動」である。

「一社一村運動」とは、過疎化・高齢化による担い手不足などで農地荒廃や集落機能の低下が進む農山村地域において、「人手がほしい」「交流を増やしたい」「安定した顧客がほしい」などの農村の要望と、「社会貢献をした」「社員の福利厚生に活用したい」などの企業の要望を結びつけ、協働活動を行うことで農村と都市の交流が生まれ、地域の活性化を促進させる運動である²⁰。

具体的には様々な取り組みが考えられる。例えば、企業・団体が自社の社員食堂で使用する食材を提携した地域の農家などから調達するという取り組みである。地元農家の販路拡大・確保につながり、地産地消の推進にも寄与するのではないかと。また、会社の福利厚生の一環として、農家を取り組んでいるグリーンツーリズムなどに社員を参加させることも有意義である。農林水産業への理解が広がるだけでなく、自然に接することにより仕事のストレス発散や社員間のコミュニケーションも盛んになるといふ効果も期待される。

また、「一社一村運動」に取り組んだ企業・団体に對して「ISO」のような認定制度を行政が整備してはどうだろうか。企業・団体のイメージアップにもつながるので、積極的にこの運動に取り組む契機となるだろう。

連合傘下の組合の所屬する企業・団体が、この運動に取り組む社会的なインパクトは大きい。連合には産業が多岐にわたる数千近い組合が加入しており、このネットワークを活かした農林水産業への支援が行われれば、生産現場にとっては心強い援軍となるにちがいない。

しかしながら、農業支援が純粋な農林水産業の活性化のためではなく、自由貿易推進のための議論の中で検討されることには留意しなければならない。今回のTPP交渉参加の旗振り役である経済産業省が二〇一一年二月に発表した「農業産業化支援について」の中でも静岡県の一社一村運動を農業産業化の一事例として紹介している。「一社一村運動」はあくまで「一社」を担う企業の都合が優先されるのではなく、「一農」である農山漁村の主体性が尊重されるべきである。そのような理念こそが地域社会全体を支援することにつながるのではない。

ここで断っておくが、全農林は決して農産物の貿易拡大自体に反対している訳ではない。あくまでも世界各国が共存できる貿易ルールの確立²¹を求めているのである。

また、この考え方は全農林のみならず、日本としても二〇〇〇年一二月に公表された「WTO農業交渉日本提案」の中で「日本国民は、二一世紀が、様々な国家、地域がそれぞれの歴史、文化等を背景にした価値観を互いに認め合い、平和と尊厳に満ちた国際社会において共存すべき時代でなければならぬ」と確信する。農業は、各国の社会の基盤となり、社会にとって様々な有益な機能を提供するものであり、各国にとって自然的条件、歴史的背景等が異なる中で、多様性と共存が確保され続けなければならない。このためには、生産条件の相違を克服することの必要性を互いに認め合うことこそ重要である。²²」と提案している。

農産物貿易は各国が十分に自国の需要に耐えられる食料を自給した上で、足らざるを世界各国で補い合うものとして位置づけることが理想的だと思う。だからこその日本にとって大切なことは農産物の自由貿易化を推進することではなく、国内の食料自給率向上に取り組むことであり、そのために農林水産業への支援を拡充することである。

次に、労働組合の本分としての雇用政策について述べてみたい。農林水産業は担い手の高齢化、将来の後継者不足という深刻な問題を抱えている。農林水産省は新規就農支援のために補助事業として「緑の雇用事業」、新規

就農のきっかけになるように「田舎で働き隊！」事業などの施策を実施している。また、JAグループも二〇一一年三月四日に農業復権に向けたJAグループの提言案を発表し、その中で新規就農者を確保するために、フランスの若年農業者起業給付金制度を参考に三五歳以下の青年就農者に対して、就農時の設備投資支援と経営確立までおおむね五年の経済的支援を求めている²³。

もちろん連合も政策制度要求の中で、新規就農しやすい基盤・環境整備を求めているが、率直に言って具体性がないように思われる。また、全農林も農林水産業における雇用政策は必ずしも得意とはいえない。今後は農林水産省の職員で構成されている労働組合という利点を活かし、行政の支援施策の情報や他団体の提言などを踏まえた雇用政策を連合ともに確立し、生産現場での担い手の確保につなげるべきだと思われる。

この他にも、既述したように連合との提携がすすんでいる地域もあるが、「食とみどり、水を守る全国集会」や「アジア・アフリカ支援米運動」などの伝統的な取り組みを連合運動へ拡大することが望まれる。加えて、学校給食への米飯・コメ粉パンの使用拡大など、これまで労働市民会議とともに全農林が取り組んできた農林水産業再建運動を、連合と提携した運動体へと拡大していくことも重要であると考えられる。

おわりに

最後になるが、本稿を執筆するにあたって農林水産業再建運動の過去の経過を辿ってみた。その過程で、故近藤康男先生（元農村と都市をむすぶ誌編集代表）の「地域運動と労働提携」という連合誕生一年前の一九八八年に出版された著書に出会った。その著書の中で近藤先生は「総評がこれまで県評、地区労の組織をもっていて、労働組合が自分達の賃金引上げや組織防衛・雇用保持のための運動だけでなく、地域運動と呼ばれた中小企業に多い未組織労働者の支援や農民などの地域住民と地域社会づくりに力を費やしてきた伝統は、勤労階級にとって貴重な財産であるから、新しく生まれる連合に継承したものである。労働提携活動はその財産の主要な部分である。」²⁴と連合のあり方に対して鋭い問題提起を行っていた。

当時と現在では時代背景は異なるが、皮肉なことに連合が今まさに抱えている「脱大企業・公務員中心の組織」、「非正規労働者・未組織労働者の組織化」、「地域協議会の拡充」などの課題と重なるものがあるように筆者には感じられた。

このような現状を鑑みれば、全農林が果たさなければならぬ役割は大きいと思われる。このためにも農林水

産業再建運動が民間労組を含めて連合全体に広く理解されるように努力しなければならない。そして、必ず全農林の運動が連合に受け入れられると信じている。

なぜなら、連合の仲間は新自由主義と市場競争からの転換を求め、政権交代とともに目指してきた仲間だからである。そして、静教組と同様に愚直で真面目な全農林の組合員は、連合運動に積極的にこれまで取り組んできており、中央・地方で連合の仲間との信頼関係が十分に築かれているからである。

また、筆者が参加した連合アカデミーでは、多くの同期生と議論する機会が与えられた。正直に言わせてもらえば、最初は民間労組や地方連合の仲間とは議論がみ合わなかった。しかし、侃々諤々と議論するうちに、全てが全てではないがお互いの主張がある程度は理解出来るようになってきた。

研修を終える頃には各々の立場を理解し、同じ目標に向かって連合運動に取り組むことを確認し合えるようになった。冒頭、発言を紹介した友人は連合アカデミー以来の仲間である。ある程度ではあるが、その友人とも農林水産業に対する考え方を共有できるようになったことを友人の名誉のためにも付記しておきたい。

全農林の中央本部・地方本部・分会が一体となり、連合に対して自らの運動への理解を得るための努力を地道

に継続していくことで、より多くの人々を巻き込んだ農林水産業再建運動に拡大することを期待したい。筆者も微力ながらその一端を担えるように努力していきたいと思う。

引用文献

- 1 「環太平洋連携協定に対する見解」、全農林労働組合、二〇一〇年一月二五日
- 2 「包括的経済連携に関する基本方針の閣議決定に対する談話」、日本労働組合総連合会、二〇一〇年一月九日
- 3 鈴木宣弘・木下順子「真の国益とは何か TPPをめぐる国民的議論を深めるための一三の論点」『TPP反対の大義』農山漁村文化協会、二〇一〇年、四八頁
- 4 谷口信和・梅本雅・千田雅之・李命美「水田活用新時代 減反・転作対応から地域産業興しの拠点」農山漁村文化協会、二〇一〇年、四八―五九頁に詳しい
- 5 全農林五〇年史編纂委員会『全農林五〇年史』全農林労働組合、一九九七年、三〇頁
- 6 日本農業年鑑刊行会編『年表 二〇世紀の日本農業 日本農業年鑑二〇〇一』別冊『家の光協会、二〇〇〇年、一一〇―一一二頁
- 7 食とみどり、水を守る中央労農市民会議『ムラと町で生き続けられる農業を――第二五回食とみどり、水を守る全国集会の記録』食とみどり、水を守る中央労農市民会議、一九九四年、七頁

- 8 丸山建蔵『「農村と都市をむすぶ」六〇〇号記念に寄せて』農村と都市をむすぶ』六〇〇号、二〇〇一年、四頁
- 9 農林行政を考える会編『食糧自給力の技術的展望』農林統計協会、一九七六年、はしがき
- 10 全農林五〇年史編纂委員会『全農林五〇年史』全農林労働組合、一九九七年、一三二―一三四頁
- 11 全農林五〇年史編纂委員会『全農林五〇年史』全農林労働組合、一九九七年、三三三頁
- 12 全農林五〇年史編纂委員会『全農林五〇年史』全農林労働組合、一九九七年、二二五―二二七頁
- 13 日本労働組合総連合会『二〇一〇―二〇一一年度政策・制度要求と提言』日本労働組合総連合会、二〇〇九年、一四〇―一四六頁
- 14 「日本のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に関する談話」、日本労働組合総連合会北海道連合会、二〇一〇年一〇月二九日
- 15 食とみどり、水を守る全国集会実行委員会『第四二回食とみどり、水を守る全国集会 集案案内・討議資料集』食とみどり、水を守る中央労働農民会議、二〇一〇年、一三六頁
- 16 「連合栃木における労働活動報告」全農林労働組合関東地方本部とちぎ分会、二〇一〇年五月二五日
- 17 電話取材「全農林労働組合中国四国地方本部執行委員、二〇一一年四月八日」
- 18 「熊本県内の『食とみどり、水を守る運動』と連合の関わり」角野薫、二〇一一年四月一八日
- 19 菅連郎「公務員労働組合における政策・制度要求運動の再構築に向けて―公務員労働組合は国民の共感を得られるのか―」『Ren g o a カデミー 第六回マスターコース修了論文集』社団法人教育文化協会、二〇〇七年、三八一―三八三頁
- 20 静岡県公式ホームページより引用
http://www.pref.shizuoka.jp/kensei/su/ke-630/issya/sison/about.html
- 21 全農林労働組合『二〇一〇年度運動方針（案）』二〇一〇年、一六頁
- 22 「WTO農業交渉日本提案」農林水産省、二〇〇〇年二月八日
- 23 「農業協同組合新聞」二〇一一年三月二〇号
- 24 近藤康男編『地域運動と労働提携』農山漁村文化協会、一九八八年、一頁

参考文献

- 1、近藤康男編『地域運動と労働提携』農産漁村文化協会、一九八八年
- 2、近藤康男編『農業危機下の労働提携』農産漁村文化協会、一九九二年
- 3、全農林五〇年史編纂委員会『全農林五〇年史』全農林労働組合、一九九七年
- 4、全農林六〇年史編纂委員会『全農林六〇年史』全農林労働組合、二〇〇八年
- 5、中村圭介・連合総合生活開発研究所編『衰退か再生か…労働組合活性化への道』勁草書房、二〇〇五年
- 6、日本労働組合総連合会『月刊連合』二六五、二六九号、日本労働組合総連合会、二〇一〇年

編集後記

国内農政の有り様を批判する際、有力商業新聞等が「日本の農業構造改革のお手本」として必ず取り上げてみせるのがお隣の韓国農政。

韓国ではガット・ウルグアイラウンドを契機に農業の国際化を掲げ、URラウンド合意前の九二年から七年间で四二兆ウォンの構造改善予算を投入して輸出型農業への転換を図ろうとした。輸出作目の中心には施設野菜や果樹が据えられ、広大なガラス温室の建設が全土で進められた。しかし輸出の最大ターゲットと目された日本への輸出が思うほど伸びず、加えて九七年の金融危機に伴う経済の後退もあり、農家は設備投資に伴う膨大な負債を抱える結果となる。その後も多くの国・地域とのFTA締結を目ざし、その対策費として〇四年から一四〇兆ウォンの巨費が費やされているが、工業製品輸出伸長の陰で農産物は中国を含む隣国の攻勢に押され、農業・農村の疲弊が加速している。貿易自由化促進の韓国農政を、韓国農民会の郭さんは農業産業促進の政策と批判するが、なるほど、財界等が望む日本農業の行方にとって、「お手本」なのであろう。

農業のおかれた条件、抱えた問題やその解消を目指そうとする道程もまったく同様と云って良い日本と韓国農

業。食料自給率やGDPに占める農業の比率も下がり続ける両国が、お互い張り合ってみても仕方がない。WTO交渉の場では農業の多面的機能の重要性を主張する両国、国際的な食料需給関係の困難性が指摘されるなか、農業の持続的発展を基本に相互依存関係を深めていくことが重要と思う。

福島第一原発事故で受けた農業者への東京電力の損害賠償が、ようやく実施される見通しとなった。東電は、出荷制限等に伴う損害などについて、当面請求額の半額を目安に五月末から行う考えを示した。原発事故の発生以降、出荷制限による損害はもとより全ての野菜や花、畜産物などが福島や周辺県で価格暴落や取引停止などの被害を拡散させ、農家の経営を根底から破綻させている。風評被害等への対応はその後になるようだが、とにかく被災農家の生活や明日への光明を指し示すためにも、東電・政府は一日も早く賠償をはじめるべきだ。それにしても、原発事故は底なしの感をぬぐえない。要領得ず、つじつま合わず、二転三転の東電説明。原子力安全委員会、原子力安全・保安院の任務・役割も不明瞭で、加えて政府の対応も後手・混乱続き。とにかく関係機関は総力を挙げて一刻も早く冷温停止状態にすることが至上命題だ。

(太田)